

令和8年4月23日

上下水道事業官民連携包括事業に向けての要求水準書（素案）
等に関する質問の回答について

【質問・回答票】

2月17日に公開した「上下水道事業官民連携包括事業に向けての要求水準書（素案）」等に対して頂いた質問について、回答を公開いたします。

No.	質問	回答
1	【【実施方針（素案）P4】】 「②「改築業務」の設計を担う者は、技術士(上下水道部門の上水道及び工業用水道、下水道)の資格を有する者が1名以上在籍していること。」と記載がありますが、「上下水道部門の上水道及び工業用水道」もしくは、「下水道」の何れかが在籍していれば要件を満たすという認識でよろしいでしょうか。	技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）と技術士（上下水道部門－下水道）の有資格者が1名以上です。
2	【実施方針（素案）P7】 SPCに関して、「応募企業及び応募グループの構成企業のうち出資予定企業は、SPC に対して出資することとし、選定事業者以外からの出資は認めない。応募グループの場合、代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超える保有割合を維持するものとする。」とあります。代表企業以外の構成企業のSPCへの出資は任意ということでしょうか、それとも応募グループの構成員は出資する必要があるということでしょうか。	実施方針を修正いたします。
3	【要求水準書（素案）P101】 活性炭吸着塔(水処理・汚泥処理)の活性炭および乾式脱硫の脱硫剤について、過去の交換実績（交換頻度、使用量、費用）、交換判断基準、および費用負担区分をご教示いただけますでしょうか。	過去の交換実績については「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。費用については、受託者の負担とし、公告時に修正してお示します。
4	【要求水準書（素案）P101】 松橋不知火浄水管理センターにおける現在の消化ガスの利用方法（発電、ボイラー燃料、焼却炉燃料等）、および余剰ガスの処理方法についてご教示いただけますでしょうか。また、消化ガスの有効利用に関する貴市方針や将来計画についてもお聞かせください。	浄水管理センターで発生した消化ガスは現在燃焼処理を行っています。その後の消化ガスの利用については実績、計画ともにありません。
5	【要求水準書（素案）P11、17、25】 表「情報整理例」に提示されたような委託者が記録した設備台帳を提示して頂くことは可能でしょうか。	「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。
6	【要求水準書（素案）P11】 3.1.5 維持管理体制(3) 資格名称について、①受託水道技術管理者ではなく、水道技術管理者が正しいと考えます。 また、②水道(浄水)施工管理技士(2級以上)ではなく、水道(浄水)施設管理技士(2級以上)、が正しいと考えます。 ①受託水道技術管理者と、②水道(浄水)施工管理技士(2級以上)の要件について、管理施設規模及び他自治体先行事例での配置要件を踏まえ、「水道技術管理者、又は水道(浄水)施設管理技士(2級以上)」といずれか片方を求める条件に変更頂けますでしょうか。 また、本項で求めるのは電気設備の工事に対する体制ではないため、④第1種電気工事士ではなく、「第3種電気主任技術者」に変更し、みなし設置者として再委託可能として頂けますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。下記に修正します。 ①水道技術管理者 ②水道(浄水)施設管理技士(2級以上) ③危険物取扱者(乙種第4類) ④第3種電気主任技術者 ⑤その他、業務履行上必要とする法令で定められた資格者 なお、再委託を含め、技術者の配置は応募グループの提案事項とします。
7	【要求水準書（素案）P11】 3.1.5 維持管理体制(2)「三角町浄水場等の主要施設については常時監視制御」とありますが、主要施設を具体的に教えてください。また、常時監視とは24時間365日の人員配置を求めるという理解でよろしいですか。	三角浄水場については、24時間365日常駐です。
8	【要求水準書（素案）P11】 水道技術管理者や下水道の技術管理者の配置が求められていますが、これらが「常駐(専任)」である必要があるのか、あるいは複数施設(または他案件)との「兼務」が可能であるのか、ご教示願います。	各1名の配置を想定していますが、有資格者の配置については、応募グループの提案事項とします。
9	【要求水準書（素案）P12】 3.2.1 水量基準 表3-3に示す「責任水量」と「変更受水量」について、旧3町がそれぞれ上天草・宇城水道企業団と契約していた責任水量を合計した10,100m ³ /日以内で受水すればよく、仮にこの量を下回っても企業団へ支払う料金は一定であるとの理解で問題ないでしょうか。また、緊急時に増量の要請は可能でしょうか。	企業団への料金については、受水量によらず責任水量に対する料金であるため一定です。受水の増量については、宇城市の責任水量内での融通であれば、企業団との協議のうえ可能です。
10	【要求水準書（素案）P131】 「別表51松橋不知火浄水管理センター改築計画(参考値)」において、各設備や施設に要する各年度の事業費額と合計額が整合していません。数値の整合が取れた表をご教示いただけますでしょうか。	公告時に修正してお示する予定です。

No.	質問	回答
11	<p>【要求水準書（素案）P131】 別表51松橋不知火浄水管理センター改築計画 表中5行目記載の「中央監視設備（その1）」工事の費用が計上されていますが、当該工事は実施済みでしょうか。 未実施の場合、本事業の予算措置において計上されていますでしょうか。 もし、工事未実施かつ本事業の予算措置において計上されていない場合、本事業において実施する必要がある場合は、全体工事内容を調整（他の項目を削減する等）し、予算措置を検討頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>中央監視設備（その1）については未実施です。 質問10と同様公告時に修正してお示しする予定です。</p>
12	<p>【要求水準書（素案）P131】 別表51松橋不知火浄水管理センター改築計画 表中の想定金額が過小評価されている懸念があります。 表中の概算金額を算定されたのは、いつ頃であり、公告時点までの物価上昇等は考慮されていますでしょうか。 考慮されていない場合、本年時点の費用に見直し、本事業の予算に収まる改築内容に見直して頂けますでしょうか。</p>	<p>質問10と同様公告時に修正してお示しする予定です。</p>
13	<p>【要求水準書（素案）P131】 別表51松橋不知火浄水管理センター改築計画 本事業の予算措置において計上されている工事（当該表中に記載の工事）について、修繕と思われる極めて少額の事業が多くありますが、積算において想定された工事内容詳細をお示しいただけますでしょうか。</p>	<p>「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。</p>
14	<p>【要求水準書（素案）P14、20、30】 「運転管理を行うために必要となる電力、薬品類、燃料、通信費及び消耗品等の調達管理を行うこと。特に薬品等の調達にあたっては、残量、保管日数、保管湿度などを考慮し、適切な品質が確保できるよう調達スケジュールの管理を行うこと。」について、受託者負担との理解ですが、調達における制約条件（調達先・種類・銘柄等）、具体的な品質基準・在庫管理基準、および過去の使用実績データをご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>調達における制約条件等は設けていませんが、地域経済の振興や緊急調達の確実性などを考慮し応募グループの提案事項とします。使用実績については「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。</p>
15	<p>【要求水準書（素案）P14、20、30】 ユーティリティ管理における消耗品等について、少額消耗品と高額消耗品の区分基準、修繕部品との区分、および費用負担・承認手続きの違いをご教示いただけますでしょうか。また、過去の消耗品使用実績と高額消耗品の具体例をご提供いただけますでしょうか。</p>	<p>消耗品等については価格による区分基準を設けていません。また、ご指摘の修繕部品も当該管理に含め、受託者の負担において調達するものとして公告時に修正してお示しします。使用実績については、「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。</p>
16	<p>【要求水準書（素案）P14、20】 電力や薬品等の調達費用は受託者負担とされていますが、「原水・流入水質の大きな変動や災害時対応などで使用量が著しく増加した場合は、別途協議」とあります。この「著しく増加」と判断する基準（例：過去3年平均から〇%超過など）を事前にご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>水道関連での薬品及び電力の調達費用については、近年で超過した経緯はありませんが、過去3年平均から30%超過を想定しています。</p>
17	<p>【要求水準書（素案）P15】 「管路施設（導水管、送水管、配水管等）の漏水調査や巡視点検を計画的に実施すること。」と記載がありますが、それぞれの過去5年程度の実績値を開示いただけないでしょうか。</p>	<p>「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。</p>
18	<p>【要求水準書（素案）P15】 「保守点検や漏水調査の結果、または第三者からの通報等により管路の漏水や破損が確認された場合は、速やかに修繕を実施し、機能の回復を図ること。」と求められていますが、保守点検と漏水調査、修繕の履歴をそれぞれの過去5年程度の実績値を開示いただけないでしょうか。</p>	<p>「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。</p>
19	<p>【要求水準書（素案）P15】 3.4.3 修繕及び環境整備業務 (2)緊急修繕 「また、突発的に発生した故障・事故に対して、速やかに修繕を実施すること。特に特殊な技術や工具を要しない簡易な修繕は、受託者の責任において迅速に対応すること。上記以外の場合は、委託者と協議のうえ対応すること。」とあり、別表5及び6では、「本件施設の修繕に関する費用」、「修繕業務の実施（水道、下水）」は受託者の負担とされていますが、水道管路の漏水や破損に伴う修繕は受託者の責任範囲でしょうか。 また、保守点検や漏水調査の結果、改築工事が必要である場合は、委託者が実施するということでしょうか。</p>	<p>・要求水準書（素案）P15 3.4.3 修繕及び環境整備業務（2）緊急修繕の「特に特殊な技術や工具を要しない簡易な修繕は、受託者の責任において迅速に対応すること。」については削除とします。 ・水道管路の漏水や破損に伴う修繕は受託者の責任範囲となります。 別表5 負担の種類：修繕 内容：「施設の改築・更新など上記以外の費用」については削除とします。 ・保守点検や漏水調査の結果、改築工事が必要と判断した場合は、委託者と協議のうえ対応とします。</p>

No.	質問	回答
20	【要求水準書（素案）P15】 3.4.3 修繕及び環境整備業務 (2)緊急修繕 緊急修繕の費用を受託者負担とし、年間の上限金額を設ける場合その金額をご教示いただけないでしょうか。	以下の実績値が基準となってきますが、詳細については基本協定締結後の協議により決定します。 (以下、詳細) 令和5年修繕件数128件、修繕費計23,022,835円 令和6年修繕件数80件、修繕費計37,671,681円 令和7年修繕件数186件、修繕費計47,453,404円
21	【要求水準書（素案）P15】 3.4.3 修繕及び環境整備業務>(4)環境整備について、「現状の実績としては、「週3日×52週」で実施している。」とはどのような業務を指しての実績なのかご教示いただけますでしょうか。業務対象施設の敷地内における計画的な除草、清掃等のことか、もしくは対象施設の建屋の清掃及び消防設備の点検のことでしょうか。	週3日×52週の作業については、業務対象施設の敷地内における計画的な除草、清掃等を実施。作業量内訳としては、1日6時間×2名です。
22	【要求水準書（素案）P15】 3.4.4 その他業務>(1)見学者対応業務において、「現状の実績としては、年2回程度で実施している。」とは、2団体（例えば近隣小学校の社会科見学）を受け入れているとの理解でよろしいでしょうか。また、見学日程や見学者受け入れ人数の調整等は貴市でご対応いただき、受託者に通知されると理解しておりますが、見学1回あたりの人数、時間、説明内容等をご教示いただけますでしょうか。	近隣小学校の社会科見学となります。見学日程や見学者受け入れ人数の調整等は発注者で対応し、受託者に通知します。見学1回当たりの人数は20名程度で、1時間程度の浄水工程の説明を実施となります。
23	【要求水準書（素案）P17】 4.1.5 維持管理体制(2)「松橋不知火浄水管理センターについては常時監視制御」とありますが、24時間365日の人員配置を求めるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
24	【要求水準書（素案）P18、26】 表4-6及び表5-6の臭気対策における「悪臭防止法及び関連法令を遵守」について、具体的な測定場所（敷地境界線、脱臭設備出口、排気口等）、測定項目（特定悪臭物質濃度、臭気指数等）、測定頻度、および遵守すべき規制基準値をご教示いただけますでしょうか。また、過去の臭気に関する苦情発生実績や周辺住民との協定事項の有無、既設脱臭設備の種類と維持管理基準についてもご教示いただけますでしょうか。	熊本県環境保全課が定める悪臭防止法に基づく1号規制のA基準適用地です。臭気に関するこれまで苦情の発生はありません。既設脱臭設備は活性炭設備と土壤脱臭設備となります。
25	【要求水準書（素案）P18】 4.2.1 「※流入水質基準を設けている項目は、全窒素、全リンのみで、それ以外の水温 pH、BOD、COD、SS についての項目は、流入水質基準として管理していない。」とありますが、処理場の設計における流入水質基準を記載いただけますでしょうか。 また、P20、[4.4.1 運転管理業務(2)水質・水量等の監視及び制御、2)異常時対応]の項に「ただし、悪質排水の流入等の結果、要求水準「4.2.2 放流水質基準」を満たさなくとも受託者は責を負わないものとする。」を追記頂けませんか。	・設計における流入水質は、BOD：200、SS：190となります。 ・要求水準「4.2.2 放流水質基準」を満たさなくとも受託者は責を負わないものとする。」を追記修正します。
26	【要求水準書（素案）P2】 1.4 事業範囲 表1-1に示す「下水道」の更新は、「下水道事業の管路施設」のみを対象としていると理解してよろしいでしょうか。その場合、下水道事業の管路施設の改築工事は本事業対象外と捉えてよろしいでしょうか。令和19年度（次期事業）において実施する改築工事の実施設計を令和15年度～16年度に実施する場合、設計から工事までの年数が開いてしまうため、実施設計を令和18年度に実施する等最適化の余地はありますでしょうか。	公告時に修正してお示します。
27	【要求水準書（素案）P2】 表1-1にて更新スケジュールが記載されていますが、対象となる数量の記載がない状況です。想定値で問題ありませんので開示いただけないでしょうか。	対象となる数量は、更新計画策定結果により決定するため、本事業開始時にはお示しする予定です。
28	【要求水準書（素案）P2】 表1-1の更新スケジュールによると下水道の改築工事は令和19年度から開始するとありますが、本事業の事業期間は令和19年3月31日までとなっています。万一、不可抗力事由によって工事が一時的に中断され、事業期間内に工事が完了できない場合、事業期間は延長され得るのでしょうか。	下水道管路の改築工事は令和19年度から開始予定であるため、工事は第2期開始を予定しております。（期間の重複はありません）

No.	質問	回答
29	<p>【要求水準書（素案）P20】 4.4.1 運転管理業務 「下水施設の運転管理を行うために必要となる電力、薬品類、燃料、通信及び消耗品等の調達管理を行うこと。特に薬品等の調達にあたっては、残量、保管日数、保管温度などを考慮し、適切な品質が確保できるよう調達スケジュールの管理を行うこと。」とありますが、受託者が直接運転管理を行わない八代北部流域関連公共下水道施設のマンホールポンプ施設のユーティリティ調達は業務範囲内ということでしょうか。 その場合、マンホールポンプ施設の電力使用量の推移（月毎）、及び閉塞等の異常発生頻度（過年度実績）をご教示いただけますでしょうか。</p>	八代北部流域関連公共下水道施設のマンホールポンプ施設のユーティリティ調達は、業務範囲外です。
30	<p>【要求水準書（素案）P21】 「委託者の保有する情報管理システムへの入力も行うこと」と記載がありますが、SPC独自のシステムを導入し、市が保有しているシステムへ反映するというだけでもよろしいでしょうか。</p>	市が保有しているシステムに反映可能であれば、構いません。
31	<p>【要求水準書（素案）P21】 「管路施設(下水道本管、マンホール、取付管、公共汚水ます)について、機能を維持するため、適切な修繕を実施し、修理状況を委託者へ報告すること。また、下水道詰まりが発生した場合には、詰まり解消の適切な措置の対応を行うこと。」と求められていますが、それぞれの過去5年程度の実績値を開示いただけませんか。</p>	「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。
32	<p>【要求水準書（素案）P24、64】 貴市が外部委託する「農業集落排水処理施設運転維持管理業務」について、「(4)ユーティリティ管理(アドバイザー業務対象外)」は委託範囲に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。なお、別表1より燃料（軽油、灯油、LPガス）の調達は含まれているのかご教示いただけますでしょうか。</p>	ご認識の通り、農業集落排水処理施設のユーティリティは対象外です。
33	<p>【要求水準書（素案）P33】 7.2.1 収納率等の目標値 過去5年の過年度及び現年度の収納率をご教示いただけませんか。</p>	<p>【水道】（現年）R7（1月時点）97.2%、R6 97.2%、R5 97.3%、R4 97.4%、R3 98.2% （過年）R7（1月時点）40.3%、R6 31.1%、R5 34.7%、R4 29.3%、R3 33.1%</p> <p>【下水道】（現年）R7（1月時点）96.9%、R6 96.9%、R5 96.9%、R4 97.3%、R3 97.5% （過年）R7（1月時点）41.4%、R6 29.9%、R5 31.3%、R4 31.0%、R3 32.9%</p>
34	<p>【要求水準書（素案）P33】 量水器(メーター)管理 「量水器の新規購入と検定満期メーターの修繕及び取付、交換、取外し、保管及びメーターの在庫管理を行い、報告すること。」とあるが、量水器の新規購入は、バーター方式でも問題ないか、検定満期メーターの修繕とは何か、検定満期メーター取替は、再委託しても問題ないかご教示いただけませんか。</p>	7.2.3 量水器（メーター）管理 購入方法については、提案事項とします。メーターの修繕についての記載は削除します。検定満期のメーター取替は再委託可とします。
35	<p>【要求水準書（素案）P38】 「管路施設については、既存の下水道ストックマネジメント計画がないことから、新たにストックマネジメント計画を策定する。」と記載がありますが、PSCに積算されている管路調査の予定量をご開示いただけませんか。</p>	期間中に実施するストックマネジメント計画策定において、調査量等については委託者との協議により決定します。
36	<p>【要求水準書（素案）P38】 8.3.1 水道施設更新計画作成業務 「また、受託者は、委託者の承認を受けた水道施設更新計画に基づき、必要があるときは、委託者と本委託の施設更新に係る変更契約を双方合意のうえで締結し、委託期間後半(令和13年度～令和18年度)の施設更新工事等を実施しなければならない。」とありますが、要求水準書P2、表1-1では、水道施設の改築工事は令和11年度～と規定されています。令和13年度～、令和11年度～、どちらが正でしょうか。</p>	修正して公告時にお示しします。
37	<p>【要求水準書（素案）P38】 国に提出している、現行の処理場・ポンプ場の下水道ストックマネジメント計画の対象期間は、いつまででしょうか。令和8年度までの場合、令和9年度の改築工事については、市単独費による実施を予定しているのでしょうか。 また、令和9年度改築実施分の計画見直しを令和9年度に行くと、令和9年度の改築工事の実施が極めて困難になると思料しますが、お考えをご教示いただけますでしょうか。</p>	令和9年度においてストックマネジメント計画の見直しを予定しています。施工時期については委託者・受託者協議のうえ決定します。

No.	質問	回答
38	<p>【要求水準書（素案）P4 0、4 5】</p> <p>8.5.1 改築実施設計数量 「改築実施設計数量は、別紙10に記載する数量を参考とするが、想定値であるため実際の設計数量は、各種計画策定業務後に委託者と受託者が協議し双方合意のうえ決定した数量とする。」とありますが、別紙10の別表51松橋不知火浄水管理センター改築計画には、令和9年度から13年度に計上された中央監視設備工事その2からその4以外を除き、設備の改築更新は計画されておらず、金額規模から、修繕及び耐震補強のみが一部期間（令和9年度～令和16年度）計画されているようです。</p> <p>本事業の予算措置において考慮されていない改築事業は実施できないため、当該別表51の参考値に基づき受託者が提案した改築のみが実施対象となると認識してよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、要求水準書P45 [9.5.2 工事の実施 2)責任施工] に「設備の処理能力及び性能、工事に関する法令順守は、受託者の責任により確保すること。また、要求水準に明示されていない事項であっても、要求水準を確保するために必要なものは、受託者の負担で措置すること。」とありますが、この工事における要求水準は、上述の『当該別表51の参考値に基づき受託者が提案した改築』となると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、要求水準に明示されていない工事や、本事業の予算措置において考慮されていない工事は実施できないため、「また、要求水準に明示されていない事項であっても、要求水準を確保するために必要なものは、受託者の負担で措置すること。」の文言を削除していただけますでしょうか。</p>	<p>令和9年度においてストックマネジメント計画の見直しを予定しています。施工時期については委託者・受託者協議のうえ決定します。</p> <p>「また、要求水準に明示されていない事項であっても、要求水準を確保するために必要なものは、受託者の負担で措置すること。」については、「また、要求水準に明示されていない事項であっても、要求水準を確保するために必要なものは、委託者と受託者と協議により決定すること。」に修正します。</p>
39	<p>【要求水準書（素案）P4 2～4 4】</p> <p>9.3.2 改築対象設備の性能、品質、規格等において、特に遵守すべき仕様や規格はありますか。9.1.1の目的にある、受託者の創意工夫を十分に活かし、ライフサイクルコストの縮減を図るという趣旨を鑑み、例えば下水道の機器、工事については、日本下水道事業団仕様に縛られないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>受託者からの提案事項とします。日本下水道事業団仕様に限定いたしません。</p>
40	<p>【要求水準書（素案）P4 3】</p> <p>9.2 改築費用に関する基本的事項 「また、委託者の要望又は受託者による技術提案等に対応するため、設計変更に基づく契約金額の変更を可能とする。」とあります。</p> <p>前出の別表51及びそれに基づく本事業の予算措置では、中央監視設備工事その2からその4以外の松橋不知火浄水管理センター機械電機設備の更新は計画されていないと認識しています。</p> <p>一方、設備の供用年数を考慮すると本事業期間において適切な改築を行う必要があり、それらの改築工事は、受託者が技術提案を行い、当項の設計変更にて実施すると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>令和9年度においてストックマネジメント計画の見直しを予定しています。施工時期については委託者・受託者協議のうえ決定します。対象設備については公告時に修正してお示しします。</p>
41	<p>【要求水準書（素案）P4 5】</p> <p>9.5.2 工事の実施 2) 責任施工 「要求水準に明示されていない事項であっても、要求水準を確保するために必要なものは、受託者の負担で措置すること。」と記載されておりますが、要求水準書に明示されていない内容については、委託者と受託者で協議が必要と考えます。</p>	<p>ご認識の通りですので修正し公告時にお示しします。</p>
42	<p>【要求水準書（素案）P5】</p> <p>2.2 下水道施設の維持管理業務(アドバイザー業務)、2.3 農業集落排水処理施設の維持管理業務(アドバイザー業務)において、貴市が外部委託する「小川町マンホールポンプ場維持管理運転業務委託」及び「農業集落排水処理施設運転維持管理業務」について、現行の業務委託仕様書、業務範囲の詳細（日常点検、定期点検、緊急対応等の区分）、過去の運転記録や業務報告書（可能な範囲で）をご提供いただけますでしょうか。また、本アドバイザー業務における監視・評価について、監視・評価項目および評価基準は貴市が指定されるのか受注者が独自に提案・設定可能なのか、既存の評価制度や評価基準がある場合はその内容、ならびに第三者的立場としての具体的な権限範囲（助言・勧告の位置づけ、受託者への指示権限の有無等）についてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>過去の運転記録や業務報告は「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。監視・評価項目、評価基準などは、応募グループの提案事項とします。</p>
43	<p>【要求水準書（素案）P6 1】</p> <p>14.5.1 契約解除に伴う清算方法 「受託者が設置した設備等」とは、改築工事業務によって貴市に引き渡される工事目的物とは別に、受託者の提案により任意で設置する設備等のことを想定されていますでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
44	<p>【要求水準書（素案）P6 4】</p> <p>管渠の堆積、閉塞、漏水等の抑制と管理(上水、下水、農集)が求められていますが、それぞれの過去5年程度の実績値を開示いただけないでしょうか。</p>	<p>「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。</p>

No.	質問	回答
45	【要求水準書（素案）P6 4】 別表 1 調達管理に関する事項 燃料・薬品の管理・調達対象施設 電力について記載がありませんが、電力は燃料と同じ取扱ということでしょうか。	電力についても調達対象とする施設があります。別表 1 を修正します。
46	【要求水準書（素案）P6 5】 業務車両（車・バイク）の駐車スペースについて 貸与可能か、その場合何台分可能かご教示いただけないでしょうか。	本庁舎については現在空きがありませんので、半径1キロ圏内の行政保有施設の敷地内に数台貸与可能か、台数と用途に応じて施設管理部署と協議を行う予定です。台数については数台程度しか確保できないため、委託者と受託者で協議により決定します。
47	【要求水準書（素案）P6 5】 別表2 調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理・調達 検針ロール紙について、年間使用枚数と金額（R7年度実績金額）をご教示いただけないでしょうか。	検針ロール紙は年間約2800巻使用しています。令和7年度の購入実績は723,360円です。
48	【要求水準書（素案）P6 5】 別表2 調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理・調達 検針票について、年間使用枚数と金額（R7年度実績金額）をご教示いただけないでしょうか。	年間の使用枚数はP83業務規模を確認ください。また、令和7年度は年間20,000円予算計上していますが、購入実績はありません。
49	【要求水準書（素案）P6 5】 別表2 調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理・調達 納入通知書等用紙とあるが、種類とそれぞれの年間使用枚数と金額（R7年度実績金額）をご教示いただけないでしょうか。	年間の使用枚数はP83業務規模を確認ください。既存のシステムから発行する納入通知書等用紙については、市が一括調達をした用紙を活用いただく予定ですが、それ以外の形態で発行いただくものをここでは想定しています。
50	【要求水準書（素案）P6 5】 別表2 調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理・調達 封筒について、種類とそれぞれの年間使用枚数と金額（R7年度実績金額）をご教示いただけないでしょうか。	長3と角2を使用しています。主に返信用封筒と催告用の封筒をととして使用し、令和7年度は、返信封筒が100枚915円ですが、前年度在庫9000枚と併せて随時補充しています。催告書用封筒2100枚50,930円です。
51	【要求水準書（素案）P6 6】 別表3 基本負担(1/2) 「その他法令上の責任」において、「上記（受託者の業務履行上で直接関係するもの(労働安全衛生法、消防法、個人情報保護法等) 以外のもの」は受託者負担とされていますが、法令上の責任は委託者受託者双方で対応することが想定されます。したがって、委託者・受託者両方が負担（両方に○）とすることが適当ではないでしょうか。	ご指摘の通りです。委託者、受託者双方の負担に修正します。 （以下に修正） 委託者：○、受託者：○に修正。
52	【要求水準書（素案）P6 6】 別表3 法令等変更 「この契約に直接関係する法令等の変更」が受託者の負担区分となっていますが、委託者の負担区分に変更いただけますでしょうか。水道法上の管理責任や下水道法上の管理責任は委託者負担となっていますので、水道法や下水道法など本事業に直接関係する法令等の変更は委託者が負担するというのが適切な負担区分と考えます。また、事業に直接関係する法令等の変更に関わるリスクは発注者負担とするのが一般的な入札条件かと存じます。	ご指摘の通りです。委託者の責任負担に修正します。なお、上記以外については、受託者の責任負担に修正します。 （以下に修正） 委託者：○、受託者：－に修正。 上記以外 委託者：－、受託者：○に修正。
53	【要求水準書（素案）P6 8】 別表 5 経費に関する負担(1/2) 負担の種類：修繕 本件施設の修繕に関する費用が受託者負担となっていますが、計画修繕と緊急修繕を合わせた年間上限金額を設定されるのか、設定されるなら具体的な上限金額をご教示願います。	上限額を設定し、詳細については基本協定締結後の協議により決定します。 詳細は公告時にお示しします。
54	【要求水準書（素案）P6 8】 別表 5 経費に関する負担(1/2) 負担の種類：保守点検 保安点検の項目で、高圧受変電設備と消防設備の法定点検が委託者負担となっております。自家用電気工作物の電気主任技術者の選任は委託者が配置するという理解で宜しいでしょうか。	高圧受変電設備と消防設備の法定点検については受託者負担となります。修正いたします。電気主任技術者の配置については、提案事項とし、再委託も可とします。

No.	質問	回答
55	<p>【要求水準書（素案）P69～72】</p> <p>1. 別紙2の冒頭に「業務分担に関する負担は別表6を適用する」とありますが、別表6のタイトルは「業務分担に関する費用」と記載されています。別表6は、(1) 委託者と受託者の業務分担（どちらが実施するか）を定めたもの、それとも、(2) 業務に要する費用の負担区分を定めたもの、のいずれでしょうか。</p> <p>2. 1の回答が(1)の場合：「本件施設の改築・更新に関する設計・施工の実施（水道、下水、農集）」は委託者の負担区分とされており、「水道管路、下水道管渠の拡張・改築・更新に関する設計・施工の実施（水道、下水、農集）」は受託者の負担区分とされています。要求水準書第9章に定める改築工事業務の対象は、受託者の負担区分とされている「水道管路、下水道管渠の拡張・改築・更新に関する設計・施工の実施（水道、下水、農集）」が該当するという趣旨でしょうか。</p> <p>3. 1の回答が(2)の場合：別表5の経費に関する負担において、「施設の改築・更新など上記以外の費用」は委託者負担とされていますので、「水道管路、下水道管渠の拡張・改築・更新に関する設計・施工の実施（水道、下水、農集）」に関わる費用は委託者負担になるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>1. 別表6は、(1) 委託者と受託者の業務分担（どちらが実施するか）を定めたものです。記載については修正いたします。</p> <p>2. 施設の改築・更新及び管路・管渠の改築更新共に受託者負担へ記載を修正しています。</p>
56	<p>【要求水準書（素案）P72】</p> <p>水道管路、下水道管渠の漏水調査、浚渫、修繕工事等維持管理の実施(水道、下水、農集)が求められていますが、それぞれの過去5年程度の実績値を開示いただけないでしょうか。</p>	<p>「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。</p>
57	<p>【要求水準書（素案）P72】</p> <p>別表6 業務分担に関する費用(4/4)</p> <p>「水道管路、下水道管渠の漏水調査、浚渫、修繕工事等維持管理の実施(水道、下水、農集)」について、受託者負担とされていますが、要求水準書（素案）のその他ページ等を拝見する限り農集の維持管理業務は対象外と推測します。「農集」の文言を除外して頂けますでしょうか。</p>	<p>農集については、処理場及びMP場の維持管理が対象外となります。その他については対象となります。</p>
58	<p>【要求水準書（素案）P77】</p> <p>別表3（基本負担）において「物価変動以外による調達費の増大」は受託者負担と読める記載がありますが、昨今の急激な資機材価格の高騰や労務費、電気代の上昇に対する「インフレスライド条項」の適用有無についてご教示ください。</p>	<p>物価スライド等の増額については公告時にお示しする予定です。</p>
59	<p>【要求水準書（素案）P82】</p> <p>別紙4.令和7年度年間業務スケジュール</p> <p>土日祝も検針実施しているかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>実施しています。</p> <p>検針期間を原則1日から5日としており、検針する使用者と協議の上、それ以外の日も可能としています。</p>
60	<p>【要求水準書（素案）P83】</p> <p>別紙5.料金徴収・窓口関係業務の実施状況</p> <p>現在本業務に従事されている貴市職員の人数、委託事業者の配置人数（検針員を含む）をご教示願います。</p>	<p>職員4名（係長含む）、委託事業者3名、検針員37名</p>
61	<p>【要求水準書（素案）P84】</p> <p>別表18 業務実施場所</p> <p>各支所の総合窓口課では、本事業開始後も、上下水道に係る窓口は貴市により継続されるという理解でよろしいですか。</p>	<p>現状では、継続する認識ですが、最終的には組織の機構改革によります。</p>
62	<p>【要求水準書（素案）P86】</p> <p>別紙6で示されている水道施設には、PFASが検出された水源などが含まれますか。</p>	<p>PFASが検出された水源が含まれます。</p>
63	<p>実施方針（素案）第2章 2.1（4）各企業の応募資格要件の記載内容について</p> <p>【①「経営及び計画支援業務」の実施を担う者】と【②「改築業務」の設計を担う者】は同一の技術士でも問題ないでしょうか。</p>	<p>本要件については各1名を想定していますが、各業務の技術士配置については提案事項とします。</p>
64	<p>実施方針（素案）第3章 3.1（6）契約に要する費用の負担の記載内容について</p> <p>【契約に要する費用】には契約保証金等も含むとの認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>契約保証金については免除とします。なお、契約保証金の取り扱いについては、公告時にお示しします。</p>
65	<p>要求水準書（素案）第2章 2.7.3 その他業務（2）既存施設の解体撤去及び廃棄物の適正処理の記載内容について</p> <p>既存施設の asbestos 調査及び処理費用等の扱いについては、SPCから宇城市様へ請求可能との認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。協議により決定します。</p>
66	<p>要求水準書（素案）第6章 6.4.1 運転管理業務 2）異常時対応について</p> <p>悪質な排水の流入等の過去事例について、開示頂けますでしょうか。</p>	<p>過去事例はありません。</p>

No.	質問	回答
67	<p>・業務仕様書8.3.1および8.3.2の記載内容について 水道施設更新計画作成業務（8.3.1）においては、 「委託者の承認を受けた水道施設更新計画に基づき、必要があるときは、施設更新工事等を実施する」旨が明記されています。</p> <p>一方で、下水道ストックマネジメント計画策定業務（8.3.2）では、計画書および計画説明書の作成は示されていますが、実際の修繕・改築工事の実施時期等の記載が確認できません。</p> <p>つきましては、下記点についてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>1. 下水道施設については、本委託において更新工事の実施は対象外という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>2. もし対象となる場合、その契約変更又は発注方式についてご教示ください。</p> <p>3. 受託者に責任がない場合において、委託期間中に不具合等が発生し更新が必要となった場合の契約変更または発注方式についてご教示ください。</p>	<p>1. 下水道施設の更新工事については、対象とします。</p> <p>2. 含まれています。</p> <p>3. 委託者と受託者との協議により決定します。</p>
68	<p>・業務仕様書9.3.2（4）改築対象設備の耐用年数、対象設備において</p> <p>「平成3年4月23日国土交通省事務連絡別表（平成15年6月19日改正）」及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」第14条の規定に基づく処分制限期間」に示す標準耐用年数、処分制限期間以上、継続して機能を保持させることが記載されています。</p> <p>機器仕様において順守すべき仕様・規格等があればご教示をお願いします。</p>	性能発注のため提案によるものとします。
69	<p>第1章 1.4事業範囲</p> <p>「⑥経営及び事務支援、改築計画策定及び実施設計等業務に関する要求水準」と記載がありますが、要求水準書作成業務との理解でよろしいでしょうか。</p>	「施設更新計画及び実施設計業務」に修正します。
70	<p>第2章 2.5.5開栓・閉栓業務 他</p> <p>開始届に伴うメーター取付業務が含まれております。別紙5に予定件数が記載されておりますが、予定件数を超えた場合は事業者のリスクになるでしょうか。</p>	協議により精算を考えています。
71	<p>第3章 3.1.5 維持管理体制</p> <p>（3）④に第1種電気工事士と記載があるが、電気主任技術者の扱いはどうするかご教授ください。</p>	受託者もしくは再委託業者で保有していれば問題ありません。
72	<p>第8章 8.2.1(1) 経営分析及び統計資料等の提供</p> <p>上下水道料金の見直しは令和9年度の下水道、令和12年度の下水道のほか、10年のうち1～2回ずつの改定を予定という認識でよろしいでしょうか。</p>	記載を削除します。
73	<p>第8章 8.5.4積算</p> <p>ここでの積算は、設計図・仕様書に基づいた工事費内訳書とし、9.5.1（2）の積算は、仮設工事費や安全対策費などの細目が入ってくるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	8.5.4は8.5.3に修正し設計時の積算、9.5.1（2）は工事竣工時の積算を意味します。
74	<p>別紙3 基本負担</p> <p>物価変動以外による調達費の増大は受託者になっておりますが、物価変動時の契約変更はどの指標を元に算出されますか。予定があればご教授ください。</p>	物価スライド等の増額については公告時にお示しする予定です。
75	<p>第6章 維持管理基準 6.2.2緊急時対応基準</p> <p>1時間以内に参集可能な体制を構築と記載があります。別紙7記載の緊急出動による受託者待機は、1時間以内に参集可能な場所で待機と理解してよろしいでしょうか。</p>	ご認識の通りです。
76	<p>第2章 2.6更新計画策定、2.7改築工事業務</p> <p>上記に基づく理解として、工事費は各案件の設計完了後に精算根拠を提示し貴市承認を経て工事着工と理解でよろしいでしょうか。その際の工事金は都度別途精算と理解でよろしいでしょうか。</p>	ご認識の通りです。
77	<p>第12章 12.3.3委託料の減額</p> <p>委託料の減額については記載がありますが、物価上昇や人件費増に伴う契約変更は別途基本協定等で締結されますでしょうか。</p>	物価スライド等の増額については公告時にお示しする予定です。
78	<p>委託料として支払われる業務は、「運転管理業務(上水道・簡易水道・下水道・農業集落排水・雨水ポンプ)」「保守点検(上水・下水・農集・雨水)」「情報管理・台業管理業務」「モニタリング」「緊急対応業務」「料金徴収・窓口」「事務支援」「更新・改築工事の計画設計」「引継ぎ」との理解でよろしいでしょうか。</p>	実施方針、要求水準書に記載の内容となります。
79	<p>第14章 14.5.1 契約解除に伴う清算方法</p> <p>「受託者が設置した設備等の譲渡」とありますが、「受託者が設置した設備等」の所有権は受託者に属するということでしょうか。</p>	ご認識の通りです。

No.	質問	回答
80	別紙2 責任分担 上下水道に係る法令の変更は別表3 法令等変更における「上記以外の法令変更」に該当するのでしょうか。「この契約に直接関係する法令」を具体的に教えてください。	契約時、委託者と受託者による協議にて決定します。
81	「実施方針」 P4 2.1 (4)各企業の応募資格要件 ③複数企業の場合は当該企業体で上記の要件を満たすこと。とありますが、SPCの協力企業も含めて満たしていればよいとのことでしょうか。地元企業の受注の機会を広げるためにもご検討のほどよろしくお願いたします。	「当該企業体」にはSPCの協力企業は含みません。
82	「実施方針」 P4 2.1 (4)各企業の応募資格要件 ⑤「給水装置工事業務」の実施を担う者は、給水装置工事主任技術者の資格を有していること。とありますが、資格を保有している地元企業がSPCの構成企業となった場合、事業者選定結果次第では、業務を行うことができなくなります。地元企業参加の枠組みを広げるためにも資格保有条件の削除をお願いいたします。	資格保有条件の削除は行いません。
83	「実施方針」 P6 2.2 (4)事業開始までのスケジュール(予定) 公開された最初のスケジュールでは、事業範囲の広さや競争的対話に必要な検討期間を踏まえると、提案準備期間が極めて短く、十分な提案内容の検討が困難となる可能性がございます。 つきましては、募集要項等の公表日(令和8年5月1日)および事業開始日(令和9年4月1日)は現行のままで問題ございませんので、提案審査書類の受付期間を令和8年11月末頃まで延長いただくことをご検討いただけますと幸いです。 これにより、競争的対話の充実および提案内容の精度向上が期待でき、事業全体の質の向上にも寄与すると考えておりますが如何でしょうか。	ご意見ありがとうございます。スケジュール検討において参考にさせていただきます。
84	「要求水準書」 P4 2.2 下水道施設の維持管理業務 八代北部流域関連流域下水道施設とありますが、八代北部流域関連公共下水道施設ではないでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。八代北部流域関連公共下水道施設に修正します。
85	「要求水準書」 P7 2.5.6 滞納整理業務(受益者負担金含む) (5)未納者の支払い督促制度並びに破産に伴う配当要求に係る資料の作成とありますが、作成業務及び送付業務のみとのことでしょうか。未納者に対して直接対面にて滞納に対する請求業務は訴訟問題等にもなりかねません。委託者で行うことでしょうか。	地方公共団体の公共サービス改革「公金の債権回収業務」の図のとおり、自主納付的納付の呼びかけを対応いただきます。
86	「要求水準書」 P7 2.5.7 給水停止業務 (1)給水停止予告書の作成及び発送とありますが、水道法第15条3項にもありますとおり、給水停止を行うことができるのは水道事業者とあります。委託者側で給水停止を決定した後での作成との認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
87	「要求水準書」 P7 2.5.7 給水停止業務 (2)給水停止執行とありますが、委託者が給水停止を決めた後、委託者の指示による執行とのことでしょうか。	ご認識の通りです。
88	「要求水準書」 P8 2.5.11 排水設備工事業務 (1)給水装置工事→排水設備工事 (2)指定給装置工事業業者→指定排水設備工事業業者 (3)給水装置設計審査→排水設備設計審査 上記の通り修正とのことでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。修正します。
89	「要求水準書」 P11 3.1.5 維持管理体制 (3)②水道(浄水)施工管理技士(2級以上)とありますが、水道(浄水)施設管理技士(2級以上)の間違いでないでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。修正します。
90	「要求水準書」 P15 3.4.3 修繕及び環境整備業務 (4)対象施設の建屋の清掃及び消防設備の点検を行うこと。とありますが責任分担(別表6)には消防設備点検業務は委託者で行うとあります。ここでいう消防設備の点検は法定検査以外の点検との認識でよろしいでしょうか。	責任分担(別表6)について、消防設備点検業務(法廷点検)は「受託者」負担へ修正します。修繕及び環境整備業務における消防設備点検はご認識のとおり法定検査以外の簡易な点検を指します。

No.	質問	回答
91	「要求水準書」第4章 下水道施設の維持管理に関する要求水準 P18 4.2.2放流水質基準 項目に「大腸菌群数」とありますが、令和7年4月より排水基準の変更が行われ、大腸菌数となっています。大腸菌群も分析する必要がありますでしょうか。	ご指摘の通り、大腸菌数 800 CFU/mL に変更します。
92	「要求水準書」第4章 下水道施設の維持管理に関する要求水準 P18 4.2.2放流水質基準 項目に「全窒素 (T-N)」「全リン (T-P)」とありますが、浄化センターの処理方式は標準活性汚泥法であり窒素やリンを除去できる設計ではありません。基準も流入と同じ値であることから、項目の計上が必要でしょうか。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
93	「要求水準書」第4章 下水道施設の維持管理に関する要求水準 P18 4.2.3汚泥及び廃棄物の適正処理基準 表4-6汚泥等管理目標値「汚泥の有効利用率(リサイクル率) 100%コンポスト化」とありますが、近年では有機フッ素化合物等の含有の問題等が問題視されており、今後の動向も不明瞭であることから、「100%リサイクル」に変更していただけないでしょうか。	現状では100%コンポスト化を行っておりますが、社会情勢の変化等によりそぐわなくなった場合は受託者との協議に基づき変更することを検討します。
94	「要求水準書」第5章 農業集落排水処理施設の維持管理業務に関する要求水準 P25 5.2.2放流水質基準 (1) 下水道法 とありますが、農業集落排水は浄化槽法ではないでしょうか。	ご指摘の通り、浄化槽法に修正します。
95	「要求水準書」第6章 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場の維持管理業務に関する要求水準 P30 6.4.1運転管理業務 (2) 2) 異常時対応「悪質な流入等により流入基準を満たさない流入があった場合は、直ちに委託者へ報告するとともに、処理機能への影響を最小限にするための緊急処置を講じること。」とありますが、流入基準も不明確であり、処理というより排水であることから「悪質な流入等があった場合は、直ちに委託者へ報告するとともに、緊急処置を講じること。」と変更していただけないでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
96	「要求水準書」第12章 P56 12.3.3 委託料の減額 とありますが、単品物価スライド等の増額については、別途協議できるということよろしいでしょうか。	物価スライド等の増額については公告時にお示しする予定です。
97	「要求水準書」 P64 別表1 調達管理に関する事項 ※燃料(水道、雨水ポンプ場)軽油となっていますが、ガソリン、A重油、LPガスも使用しています。ガソリン、A重油、LPガスも含まれますでしょうか。	修正いたします。
98	「要求水準書」 P64 別表1 調達管理に関する事項 ※燃料(公共下水道、農業集落排水処理施設)軽油、灯油、LPガスとなっていますが、ガソリンとA重油も使用しています。ガソリンとA重油も含まれますでしょうか。	修正いたします。
99	「要求水準書」 P64 別表1 調達管理に関する事項 ※薬品類(水道)次亜塩素酸ソーダとなっていますが、ポリ塩化アルミニウムも使用しています。ポリ塩化アルミニウムの取り扱いも含まれますでしょうか。	修正いたします。
100	「要求水準書」 P64 別表1 調達管理に関する事項 ※薬品類(下水道)高分子凝集剤、ポリ鉄、次亜塩素酸ソーダ、活性炭となっていますが、起泡助剤、脱硫剤も使用しています。起泡助剤、脱硫剤も含まれますでしょうか。	修正いたします。
101	「要求水準書」 P66 別表3 基本負担(1/2) その他法令上の責任 の上記以外のものが受託者負担となっていますが委託者または受託者負担ではないでしょうか。	ご意見ありがとうございます。必要に応じて修正します。
102	「要求水準書」 P71 別表6 業務分担に関する費用(3/4) 業務の実施 の本件施設の電気保安全管理業務(水道、下水)で委託者負担となっていますが間違いありませんでしょうか。 ※P68に法定点検費用は委託者となっていますが、P14とP21の保守管理業務の項目においては、受託者の業務内容に含まれる記載があります。	受託者負担の誤りです。修正いたします。

No.	質問	回答
103	「要求水準書」 P71 別表6 業務分担に関する費用 (3/4) 業務の実施 の本件施設の消防設備点検業務 (水道、下水) で委託者負担となっていますが間違いありませんでしょうか。 ※P68に法定点検費用は委託者となっていますが、P14とP21の保守管理業務の項目においては、受託者の業務内容に含まれる記載があります。	受託者負担の誤りです。修正いたします。
104	「要求水準書」 P71 別表6 業務分担に関する費用 (3/4) 業務の実施 の本件施設の改築・更新に関する設計・施工の実施 (水道、下水、農集) で委託者負担となっていますが間違いありませんでしょうか。	受託者負担の誤りです。修正いたします。
105	「要求水準書」 P101 別表35 汚泥処理方法 濃縮方法 に「重力濃縮」とありますが、現在重力濃縮設備はありません。汚泥濃縮槽のことという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
106	「要求水準書」 P105 別表42 保有施設3/4 反応タンク 硝化対応型全面曝気式散気装置 ドームデフューザー-207φ×13 t 360個の組数をご教示していただけないでしょうか。	ドームデフューザーは全体・現有共に2組です。
107	「要求水準書」 別紙11.水質検査項目及び分析方法 (1) 公共下水道 1) 放流水23項目分析項目 5 大腸菌群数 とありますが、令和7年4月より排水基準の変更が行われ、大腸菌数と変更となっていますが、大腸菌数の間違いでしょうか。	ご指摘の通り、大腸菌数に変更します。
108	質問箇所：実施方針 (素案) p1 質問項目：水道事業の表記について 内容：事業名称を記載する際には「上水道事業」ではなく「水道事業」と表現するのが適切と思われるが、修正いただけますでしょうか。 以降、「上水道事業」と表現されている箇所は全て同様です。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
109	質問箇所：実施方針 (素案) p1 質問項目：名称の統一 内容：要求水準書では、「下水道施設の維持管理業務」の中に施設見学対応等の「その他業務」が含まれていますが、実施方針では、「下水道施設関連業務」の中に「その他業務」の記載がありませんので、対象業務の明確化をお願いします。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
110	質問箇所：実施方針 (素案) p1 質問項目：名称の統一 内容：要求水準書では、「水道施設及び簡易水道施設の維持管理業務」となっておりますが、実施方針は「水道施設関連業務」となっておりますので、表現の統一をお願いします。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
111	質問箇所：実施方針 (素案) p2 質問項目：名称の統一 内容：要求水準書では「改築工事業務」とありますが、実施方針は「改築業務」となっておりますので、表現の統一をお願いします。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
112	質問箇所：実施方針 (素案) p2 質問項目：改築計画策定及び実施設計等業務 について 内容：⑥の改築計画策定及び実施設計等業務は「⑦改築業務」を「⑦改築関連業務」に修正してそちらに包含するべきではないでしょうか。⑦にすでに改築計画や改築設計が含まれています。また、⑥に記載の「改築実施設計業務 (水道・下水道・農業集落排水処理施設)」と⑦に記載の「改築設計業務」の違いにつきましてもご教示いただけますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
113	質問箇所：実施方針 (素案) p2 質問項目：1.6 事業期間等について 内容：「包括委託範囲に引継ぎ期間として含める」とありますが、包括委託範囲とは何のことでしょうか。業務とするのであれば事業期間に含むのではないのでしょうか。	修正し公告時にお示しします。
114	質問箇所：実施方針 (素案) p2 質問項目：1.7 遵守すべき関係法令 について 内容：「必要とされる関係法令等 (法律、政令、省令、条例、規則、規程、規程及びガイドライン[T7.1]等を含む。) を遵守」とありますが、準拠すべき基準については法的な縛りがなく、「必要とされる」では応募者ごとに判断が分かれ、また貴市との間においても疑義が生じる可能性を否定できません。可能な限り一覧表にて明示いただきたくお願いします。また、規定が重複しているためそちらについても修正いただけますでしょうか。	仕様発注ではないため、応募グループの提案に委ねます。

No.	質問	回答
115	<p>質問箇所：実施方針（素案）p3 質問項目：用語の定義 について 内容：後々いろいろな呼称が出てきますが、下記の点を踏まえて整理していただけますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募グループ＝構成企業となるか。 ・構成企業＝優先交渉事業者か。それとも異なるか。 ・優先交渉事業者≠SPC出資予定企業か。出資を予定しない構成企業はどのような扱いになるか。 ・SPC出資企業≠構成企業となるか。 	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
116	<p>質問箇所：実施方針（素案）p3 質問項目：用語の定義 について 内容：ここでいう受託者とは、本事業に含まれる個々の業務を受託する企業（もしくは共同企業体）を指しているのでしょうか。それとも応募企業及び応募グループ全体（本事業の契約先企業）を指しているのでしょうか。後段で出てくる「事業者」との違いを明確化していただきたいと思います。</p>	用語の定義に記載の通りです。
117	<p>質問箇所：実施方針（素案）p3 質問項目：用語の定義 について 内容：優先交渉権を得た事業者は「優先交渉権者」と称されるのが一般的かと思いますが、敢えて「優先交渉事業者」とされた意図があればご教示ください。また、後のページで「選定事業者」という言葉が出てきますので、ここも「選定事業者」で統一した方が適切かと思えます。</p>	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
118	<p>質問箇所：実施方針（素案）p3 質問項目：用語の定義 について 内容：委託相手として選定したのであれば、優先交渉事業者ではなく、それは「受託予定者」なのではないでしょうか。 公募型プロポーザル方式を採用するのであれば、あくまでも優先交渉権を持つ事業者として選定されたに過ぎないため、表現に違和感があります。</p>	修正いたします。
119	<p>質問箇所：実施方針（素案）p3 質問項目：用語の定義 について 内容：ここでいう委託者とは、宇城市様のことでしょうか。用語の定義に追加すべきかと思えます。</p>	委託者は、宇城市を指します。
120	<p>質問箇所：実施方針（素案）p4 質問項目：共通の応募資格要件 について 内容：「本事業の事業者選定委員が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。」としていますが、事業者選定委員が提示されていないため、現時点では意味をなさない表記のような気がしますがいかがでしょうか。また、公募のアドバイザー業務を担うコンサルタントとの関係は問わないという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご認識の通りです。
121	<p>質問箇所：実施方針（素案）p4 質問項目：技術士について 内容：「「経営及び計画支援業務」の実施を担う者は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道、下水道の資格を有する者が1名以上在籍）」としていますが、上下水道部門の「いずれか」なのか、上下水「それぞれ」1名以上なのか読み取れないためご教示いただけますでしょうか。また、要件としては構成企業に在籍するだけでよいという理解でよろしいでしょうか。</p>	それぞれ1名以上という要件になります。有資格者の配置については、応募グループの提案事項とします。
122	<p>質問箇所：実施方針（素案）p4 質問項目：技術士について 内容：「「改築業務」の実施を担う者は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道、下水道の資格を有する者が1名以上在籍）」としていますが、上下水道部門の「いずれか」なのか、上下水「それぞれ」1名以上なのか読み取れないためご教示いただけますでしょうか。また、要件としては構成企業に在籍するだけでよいという理解でよろしいでしょうか。</p>	それぞれ1名以上という要件になります。有資格者の配置については、応募グループの提案事項とします。
123	<p>質問箇所：実施方針（素案）p4 質問項目：共通の応募資格要件 について 内容：「改築業務」の設計を担う者の応募資格要件を②に記載していますが、その中で「改築業務」の工事を担う者についても記載があります。ただ、「改築業務」の工事を担う者については後段の③に記載していますのでそちらで整理してはいかがでしょうか。</p>	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。

No.	質問	回答
124	質問箇所：実施方針（素案）p4 質問項目：共通の応募資格要件 について 内容：「また、複数企業の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと。」とありますが、機械器具設置、水道施設、電気工事、土木一式工事、建築一式工事の「いずれか」、「全て」を満たす必要があるのかを読み取れないためご教示いただけますでしょうか。	資格要件は、複数企業全体で要件を満たせば問題ありません。
125	質問箇所：実施方針（素案）p4 質問項目：各企業の応募資格要件について 内容：④「水道施設、簡易水道施設、下水道施設の運転管理業務」の実施を担う者は、令和7年度末までに日本国内において、同事業における運転管理業務が5年以上の実績を有すること。とありますが、水道施設の運転管理業務の実施を担うものは水道施設の運転管理業務の実績が5年以上などと、それぞれに対する要件との理解でよろしいでしょうか。	「水道施設（簡易水道施設）及び下水道施設」に修正します。実績についてはご認識のとおりです。
126	質問箇所：実施方針（素案）p5 質問項目：応募事業者が応募資格を喪失した場合の取扱い について 内容：「プロポーザルに参加することができない」とありますが、「応募に参加することができない」あるいは「応募することができない」に修正いただけますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
127	質問箇所：実施方針（素案）p5 質問項目：応募事業者が応募資格を喪失した場合の取扱い について 内容：「選定事業者決定日」とありますが、ここでいう選定事業者とは前段の「優先交渉事業者」という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
128	質問箇所：実施方針（素案）p5 質問項目：委員会の設置 について 内容：応募資格に選定委員が所属する企業は参加できないとありますが、公表が選定後の場合、そもそも応募企業に所属するかどうかかわからないと思いますがいかがでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
129	質問箇所：実施方針（素案）p5 質問項目：応募資格確認について 内容：「一定の実績を有すること」とありますが、一定の実績では曖昧なため、明確化いただくか削除いただけますでしょうか。	記載の通り、2.1の（3）及び（4）の応募資格等の確認を行います。
130	質問箇所：実施方針（素案）p6 質問項目：提案内容の評価について 内容：選定候補者とは優先交渉事業者のことでよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
131	質問箇所：実施方針（素案）p6 質問項目：入札保証金について 内容：「公募型プロポーザル方式」となっているので、そもそも入札ではないため、免除ですらなく当然に入札保証金の対象にはならないのではないのでしょうか。	対象外という表現に修正します。
132	質問箇所：実施方針（素案）p6 質問項目：事業開始までのスケジュールについて 内容：事業開始までのスケジュールはいつ公表されますでしょうか。	公募の際に公表予定です。
133	質問箇所：実施方針（素案）p6 質問項目：事業開始までのスケジュール（予定） 内容：本事業は事業範囲が多岐にわたるため、事業者側でも応札に向けた綿密な検討が不可欠です。つきましては、募集要項等の公表から提案審査書類の受付まで、十分な期間を確保いただきますようお願いいたします。特に「競争的対話」においては、貴市との間でリスク分担等に関する詳細な議論が生じ、その結果を提案内容に反映させる必要があります。そのため、対話終了から書類受付までの期間についても、相応の猶予を頂きたく存じます。	ご意見を踏まえた上でスケジュールを検討します。
134	質問箇所：実施方針（素案）p7 質問項目：特別目的会社（SPC）の設立 について 内容：「委託者が認めたときは、選定事業者は新たにSPCを設立することを要しない」とありますが、どのような場合に認められるのでしょうか。設立を前提とされているため、適用除外となる条件を記載いただけますでしょうか。	記載内容は、SPC設立を限定しているものではありません。
135	質問箇所：実施方針（素案）p7 質問項目：特別目的会社（SPC）の設立 について 内容：「委託者と優先交渉事業者は、誠意をもって協議する」とありますが、基本協定締結後～SPC設立前なのか、あるいは優先交渉事業者選定後～基本協定締結前なのか、あるいは実施契約締結までの全ての期間なのか、いつのタイミングになるのでしょうか。また、この登場人物は「優先交渉事業者」で正しいでしょうか。	タイミングとしては、業務委託契約の締結前までに設立するものとします。登場人物は、優先交渉事業者とご認識の通りです。

No.	質問	回答
136	質問箇所：実施方針（素案）p7 質問項目：次点者との契約交渉 について 内容：契約を締結できるか否かはいつ決まるのでしょうか。優先交渉事業者がいつ選定事業者になり、いつSPCとなるのかご教示いただけますでしょうか。	事業開始までのスケジュールは現在調整中であり、募集要項にて公表する予定です。
137	質問箇所：実施方針（素案）p8 質問項目：情報管理システムについて 内容：「委託者が貸与するものを使用し、個別の情報機器等の持込みはできない」とありますが、PCの持込みも不可ということでしょうか。それともネットワークへの接続は不可という意味でしょうか。	4.2施設等の使用(3)情報管理システムは、委託者が保有する情報管理システムに関する機器について記載しております。委託者が貸与するものを使用していただけます。その他の端末は、提案事項とします。
138	質問箇所：実施方針（素案）p8 質問項目：モニタリングの内容について 内容：「業務の未達成の度合いに応じて委託額の減額等を行う」とありますが、広義には委託額なのかもしれませんが、本事業で定めるのは「サービス対価」ではないでしょうか。	ご認識の通りです。
139	質問箇所：実施方針（素案）p10 質問項目：債務負担行為について 内容：債務負担行為については貴市内部の事情（手続き）であり、実施方針に記載するような事項ではないように思いますので、削除いただけますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
140	質問箇所：実施方針（素案）p10 質問項目：提案書の返却について 内容：前項では結果の公表に必要な範囲で選定事業者以外の提案書を無償で使用できるとあり矛盾しているように思われます。また、次点候補者と契約する可能性も残されていることも有りますので、提案書の処分には言及されるのであれば、タイミングをもう少し明確にいただけますでしょうか。（事業契約が締結された時点で等）。	記載の通りです。
141	質問箇所：要求水準（素案）p1 質問項目：業務目的（農集排のユーティリティ調達業務について） 内容：農業集落排水処理施設については運転維持管理業務は含まれていないにも関わらずユーティリティ調達業務が含まれており、運転維持管理を行わない事業者がユーティリティ調達を行うことは非効率と考えるため、ユーティリティ調達業務も除外いただけますでしょうか。	農業集落排水処理施設については、ユーティリティ調達業務は対象外です。
142	質問箇所：要求水準（素案）p1 質問項目：農集排の改築更新について 内容：農業集落排水処理施設につきましても改築更新が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	更新計画などが別途業務で策定された場合、本事業に改築更新を含める予定で考えています。
143	質問箇所：要求水準（素案）p1 質問項目：施工監理について 内容：「施工管理等を包括的に委託する」との記載がありますが、該当箇所における施工管理とは施工監理のことという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
144	質問箇所：要求水準（素案）p1 質問項目：移行期間について 内容：「令和●年●月●日から令和9年3月31日までの期間は、移行期間（業務準備期間）」と記載がありますが、令和●年●月●日は契約締結の翌日のことであり、まだ日にちが明確になっていないため空欄とされているという理解でよろしいでしょうか。また、この日にちについてはどの段階で公表される予定でしょうか。	ご認識の通りです。事業開始までのスケジュールは現在調整中であり、募集要項にて公表する予定です。
145	質問箇所：要求水準（素案）p1 質問項目：移行期間について 内容：「業務引継に要する費用は、委託者又は委託者の指定する者及び受託者が、それぞれ負担する」と記載がありますが、移行期間に各自が要した費用は各自で負担（例えば人件費等）するという理解でよろしいでしょうか。また、負担先が明確でない費用（例えば、共同で使用した光熱水費等）については負担先は協議の上で決定するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
146	質問箇所：要求水準（素案）p1 質問項目：1.4 事業範囲 内容：1～7の業務範囲が示されておりますが、それらをまとめるための統括管理業務を構成したほうが、事業スキームが明確になると思慮いたしますので、ご検討いただけますでしょうか。	統括管理業務は、応募グループの提案事項とします。
147	質問箇所：要求水準（素案）p2 質問項目：表1-1 更新スケジュールについて 内容：上水道の更新計画策定が2年間となっておりますが、2年での計画立案は難しいためスケジュールを延長していただけますでしょうか。	令和8年度に、市が更新計画を策定し、更新計画（原案）として、事業開始時に委託者に提供します。その更新計画（原案）を精査し更新計画を策定し、委託者、受託者双方協議のうえ早期に実施型へ移行することを予定しています。

No.	質問	回答
148	質問箇所：要求水準（素案）p2 質問項目：表1-1 更新スケジュールについて 内容：水道の更新計画策定期間と実施設計期間が重複しているように見受けられますので、適切な期間を設定いただけますようお願いいたします。	表1-1の更新スケジュールが正です。 令和8年度に、市が更新計画を策定し、更新計画（原案）として、事業開始時に委託者に提供します。 その更新計画（原案）を精査し更新計画を策定し、委託者、受託者双方協議のうえ早期に実施型へ移ご認識の通りです。
149	質問箇所：要求水準（素案）p2 質問項目：表1-1 更新スケジュールについて 内容：更新計画策定、実施設計、改築工事期間が記載されておりますが、対象設備のボリュームによってはスケジュール通りの履行ができない可能性もございます。現在示されているスケジュールは現時点における仮のものであり、詳細については事業開始後に事業者と貴市との間の協議を行い、適宜スケジュールは見直されるという理解でよろしいでしょうか。	
150	質問箇所：要求水準（素案）p3 質問項目：従事者の定義について 内容：1.5.5 実施体制に「受託者は、受託者の責任において、本業務全体を総括する管理能力がある責任者を置くものとし、本業務に従事する者（以下、「従事者」という。）を確保するものとする。」という記載があり、その後の1.5.6 危機管理対応に記載の内容は文章として成立していないように思われるため、誤記の場合は削除いただけますでしょうか。	重複しているため、「受託者は、受託者の責任において、本業務全体を総括する管理能力がある責任者を置くものとし、本業務に従事する者（以下、「従事者」という。）を確保するものとする。」は削除します。
151	質問箇所：要求水準（素案）p3 質問項目：従事者の定義について 内容：「緊急事態の初期対応の考え方及び危機管理マニュアルの整備については、委託者と受託者の協議の上、詳細な危機対応を定めるとともに、委託者に提出するものとする。」とありますが、ここで提出するものとしては、危機管理マニュアルなのか、それとも緊急事態の初期対応の考え方等を整理した実施計画書のようなものなのかのようなイメージをご教示いただけますでしょうか。また、これは事業開始までに提出するという理解でよろしいでしょうか。	実施計画書に、危機管理マニュアルに該当する内容を記載頂くことを考えています。提出時期については、協議により決定します。
152	質問箇所：要求水準（素案）p7 質問項目：滞納整理業務について 内容：督促等に係る住民との窓口は貴市が担当されるという理解でよろしいでしょうか。	地方公共団体の公共サービス改革「公金の債権回収業務」の図のとおり、自主納付的納付の呼びかけを対応いただけます。
153	質問箇所：要求水準（素案）p8 質問項目：配水設備工事業務について 内容：排水設備工事業務の内容が給水装置工事のものになっていますので、誤記であれば排水設備工事に修正いただけますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。修正します。
154	質問箇所：要求水準（素案）p9 質問項目：水道ビジョンの策定支援について 内容：次期の水道ビジョン（フォローアップ版を含む。）の策定支援とは、次期の水道ビジョンを策定し、その次期水道ビジョンのフォローアップを行い、次期水道ビジョンの内容を更新したフォローアップ版を策定するというところまでを事業期間中に実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
155	質問箇所：要求水準（素案）p11 質問項目：3.1.4 情報の整理及び保存と業務への活用 表3-2 情報整理例 内容：修繕に金額がありますが、変動費としての精算であれば入力可能ですが、固定費による性能発注の場合は、修繕費は受託者の裁量範囲となりますので、ご承知おきください。健全度評価結果はすでに評価する仕組みがあり、過年度の記録があるとの認識でよろしいでしょうか。	「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。
156	質問箇所：要求水準（素案）p11 質問項目：3.1.5 維持管理体制について 内容：資格として記載されている「水道（浄水）施工管理技士（2級以上）」とは、「水道（浄水）施設管理技士（2級以上）」のことでよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。修正します。
157	質問箇所：要求水準（素案）p11 質問項目：3.2.2 水質基準について 内容：「過去3年間の水質検査結果を基に管理目標値を設定すること」と記載がありますが、実績値は10年程度は確認することが適切であると考え、過去10年間の水質検査結果をご提供いただけますでしょうか。	検討の上、必要に応じて提供します。
158	質問箇所：要求水準（素案）p11 質問項目：3.1.4 情報の整理及び保存と業務への活用 内容①：「委託者が保有する情報管理システム」とありますが、メーカー、製品名、納入年度をご教授下さい。 内容②：表3-2 情報整理例が全て入力可能なシステムと考えて良いでしょうか。	「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。

No.	質問	回答
159	質問箇所：要求水準（素案）p11 質問内容：第三者委託の確認 内容：3.1.5 維持管理体制（3）有資格者の配置にて、「①受託水道技術管理者」の記載があります。 水道及び簡易水道施設は、第三者委託となるのでしょうか。 第三社委託となる場合は、別表3 基本負担の変更が発生すると考えます。	管理・更新一体マネジメント方式：レベル3.5であり、第三者委託ではありません。
160	質問箇所：要求水準（素案）p11 質問項目：3.1.5(3)受託水道技術管理者の扱いについて 内容：受託水道技術管理者の資格を有するものを配置する旨が記載されていますが、「水道法上の管理責任（法的責務）を事業者が直接負う」ものではなく、あくまで「有資格者を適切に配置すること」を要件としているという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
161	質問箇所：要求水準（素案）p11 質問項目：3.1.5 維持管理体制について 内容：業務に従事する者に求められる資格が記載されていますが、維持管理に従事する人員のうち、いずれかが保有していればよいという理解でよいのでしょうか。 例えば、「第1種電気工事士」等の資格については、近隣営業所に所属する修繕担当者に保有させる形を想定していますが、このような運用で要件を満たしているかご教示願います。	ご認識の通りです。
162	質問箇所：要求水準（素案）p11 質問項目：3.1.5 維持管理体制 内容：三角町浄水場等の主要施設とありますが、主要施設を明確化していただけますでしょうか。	別紙6 P.88 別表22 水道施設一覧が主要施設となります。
163	質問箇所：要求水準（素案）p11 質問項目：3.1.5 維持管理体制 内容：三角町浄水場等の主要施設については常時監視制御とありますが、常時監視制御とは、現地常駐を求めるものではないとの認識でよろしいでしょうか。	三角浄水場については、365日、24時間常駐です。
164	質問箇所：要求水準（素案）p11 質問項目：3.1.5 維持管理体制 内容：水道（浄水）施工管理技士とありますが、水道施設管理技士のことを指しますでしょうか。	ご認識の通りです。修正します。
165	質問箇所：要求水準（素案）p12 質問項目：3.2.1 水量基準 内容：水需要予測は、委託者等から提示されるものなのでしょうか。	ご認識の通りです。
166	質問箇所：要求水準（素案）p12 質問項目：3.2.1 水量基準 内容：（3）上天草・宇城水道企業団協湧水の受水量は、～実績値を基準とすることとありますが、基準としてどのように運転することを求められているのでしょうか。	運転を伴うものでなく、企業団より各配水池へ受水されるものです。変更受水量については、事業開始時に決められた責任水量に対し、人口の増減等に対するため半年での変更申請を行った変更受水量です。
167	質問箇所：要求水準（素案）p12 質問項目：3.2.2 水質基準について 内容：水道法に定める水質基準を遵守する運転に努めるものの、各施設の処理能力には限界があるため、流入する原水の水質によっては基準を満たす処理が困難な場合も想定されます。つきましては、事業者が遵守すべき原水水質基準についてお示しいただきたく存じます。	原水水質基準はありません。
168	質問箇所：要求水準（素案）p13 質問項目：3.4.1 異常時対応について 内容：水質異常が疑われる場合の取水停止については、貴市の判断のもと行うという理解でよろしいでしょうか。	協議により決定します。
169	質問箇所：要求水準（素案）p14 質問項目：3.4.1(4) ユーティリティ管理について 内容：原水水質の大きな変動や災害時対応などで使用量が著しく増加した場合は、貴市と別途協議する旨が記載されていますが、費用精算に関する基準やルールについては、別途契約書等で明文化されるという認識でよろしいでしょうか。事業者としましては、精算ルールが不明確な状態では予備費を多めに計上せざるを得ず、適正な価格提示が困難となります。精度の高い積算を行うためにも、具体的な精算ルールを事前にお示しいただきたく存じます。	契約時、委託者と受託者による協議にて決定します。

No.	質問	回答
170	質問箇所：要求水準（素案）p14 質問項目：3.4.1(4) ユーティリティ管理について 内容①：通信費について、2029年3月31日にNTT専用回線廃止となります。後継となる通信回線費用については、別途協議により変更になると考えて良いでしょうか。 内容②：2029年3月までに、NTT専用回線廃止に伴う、回線切替工事費用は宇城市様にて工事を実施すると考えて良いでしょうか。	ご認識の通りです。協議により決定します。
171	質問箇所：要求水準（素案）p15 質問項目：3.4.2(5) 計画的な点検・調査 内容：管路施設の漏水調査について、現時点で貴市が想定されている具体的な調査手法はございますでしょうか。より実効性の高い調査計画を検討したく、もし過去の実施結果や関連資料等がございましたら、開示いただきたく存じます。	「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。
172	質問箇所：要求水準（素案）p15 質問項目：3.4.3(2) 緊急修繕について 内容：貴市が保有する情報管理システムに登録する情報は、管路施設のみという理解でよろしいでしょうか。	管路と設備の双方を想定しております。
173	質問箇所：要求水準（素案）p15 質問項目：3.4.3(2) 緊急修繕について 内容：夜間や荒天時などの劣悪な環境下で漏水が発見された場合、二次被害の危険性や作業員の安全確保を考慮し、事案ごとの緊急度に応じた初期対応の判断が必要となります。 つきましては、具体的な対応の要否や対応基準について、別途貴市と協議の上で定め、その運用指針に基づき対応を行うという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
174	質問箇所：要求水準（素案）p15 質問項目：3.4.3(2) 緊急修繕について 内容：修繕費用については、年間上限額等を設定した上で実費精算を行うルール等があるという理解でよろしいでしょうか。精度の高い精算を行うためには、詳細な精算ルールの策定、あるいは過去の緊急対応実績（件数や費用規模等）の把握が不可欠です。つきましては、当該ルールの明示または関連資料の開示をお願いいたします。	「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。
175	質問箇所：要求水準（素案）p15 質問項目：(6) 管路施設維持管理 内容①：送水管、配水管の漏水調査について、市内各地域の有収率を開示して頂きたいです。 内容②：「適切な修繕」とあります。管路修繕のPSC算定根拠を提示頂きたいです。 仮にPSCを越えるほど漏水修繕が多い場合は、別途協議にて変更になると考えて良いのでしょうか。 内容③：上水道は改築工事が令和11年度～（P2に記載）となっております。漏水調査の結果、管路更新が必要となった場合は、宇城市様にて実施されると考えて宜しいでしょうか。	・有収率については 三角上水:54.77% 松橋上水:93.19% 小川上水:90.27% 不知火簡水:85.93% 豊野簡水:82.96% ・管路修繕のPSC算定根拠については、実績額です。 ・「漏水調査の結果、管路更新が必要となった場合は委託者と受託者による協議にて決定します。
176	質問箇所：要求水準（素案）p15 質問項目：3.4.3 修繕及び環境整備業務 内容①：(2) 緊急修繕について、「上記以外の場合は、委託者と協議のうえ対応すること」と記載あります。 簡易な修繕以外は、委託者様にて修繕されると考えて良いでしょうか。 内容②：令和11年以降に更新の計画ですが、更新した設備についても、委託者様にて修繕されると考えて良いでしょうか。	記載内容を修正し、公告時にお示しします。
177	質問箇所：要求水準（素案）p15 質問項目：3.4.2(6) 管路施設維持管理について 内容：運転管理業務の排水及び浄水発生土の適正処理に「浄水処理工程から発生する排泥水や浄水発生土について、関係法令を遵守し、適正に処理・処分すること。」と記載があり、同じ内容が管路施設維持管理にもあるため、こちらが誤記の場合は削除頂けますでしょうか。	3.4.1(5)と重複していますので、削除します。
178	質問箇所：要求水準（素案）p15 質問項目：環境整備について 内容：3.4.2 (3) 法定点検において、消防法に定められた点検及び検査を確実に実施することが求められています。内容の重複を避けるため、3.4.3(4)環境整備から消防設備の点検を削除いただけますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。

No.	質問	回答
179	質問箇所：要求水準（素案）p15 質問項目：環境整備について 内容：現状の実績として「週3日×52週」と記載がありますが、この実績は清掃の実績であり、除草は「年間30回」となっているため、その旨を記載いただけますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
180	質問箇所：要求水準（素案）p15 質問項目：3.4.2 保守管理業務 内容：管路施設の漏水調査とありますが、過年度または市が想定する漏水調査内容について、開示いただくことは可能でしょうか。	「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。
181	質問箇所：要求水準（素案）p15 質問項目：3.4.4 その他業務 内容：見学者対応に際し、安全衛生用具の整備を要求されておりますが、これまでの見学者に対してもヘルメット、長靴などを市が整備していたのでしょうか。もし市が保有されているようでしたら貸与いただくことは可能でしょうか。不可能な場合は、対象となる見学者は成人、子供どちらになりますでしょうか。また1回あたりの人数は何名になるかをご教示ください。	見学日程や見学者受入れ人数の調整等は委託者が行います。見学に必要な物品の準備は委託者が行います。 実績につきましては、現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。
182	質問箇所：要求水準（素案）p15 質問項目：3.4.2 保守管理業務 内容：(6)管路施設維持管理の第3文に、浄水処理工程から発生する排泥水や上水発生土についての記載がありますが、項目として不適切と考えますので、見直しをお願いできますでしょうか。また、当該処理・処分費用は委託範囲に含まれるのでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
183	質問箇所：要求水準（素案）p16 質問項目：4.1.2 業務対象施設について 内容：中継ポンプ場等はありませんので、関連ポンプ場の記載を削除いただけますでしょうか。	ご指摘のとおり修正いたします。
184	質問箇所：要求水準（素案）p17 質問項目：4.2.1 流入基準 内容：処理機能への影響を最小化するための対応について、市の指示に従い、受託者が作業を行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
185	質問箇所：要求水準（素案）p18 質問項目：4.2.3 汚泥及び廃棄物の適正処理基準 内容：適正に処理・処分することとありますが、排出事業者は市であり、受託者は下水道管理者の責任の下に使用する補助者となるとの理解でよろしいでしょうか。またその費用は、委託者に請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
186	質問箇所：要求水準（素案）p18 質問内容：表4-4 流入水質基準と表4-5 放流水質基準 内容：T-NとT-Pについて、流入水質と放流水質が同じです。どちらかが誤りの可能性があると考えます。	記載の通りです。
187	質問箇所：要求水準（素案）p18 質問項目：4.2.3 汚泥の有効利用率 内容：汚泥の有効利用率について「100%コンポスト化」との指定がございます。しかし、特定の手法に限定した場合、受入先の事情により遵守が困難となる恐れがあるため、手法を限定せずに「有効利用率100%」を維持する旨の規定へ見直しをいただきたく存じます。また、安定的な受入体制の検討にあたり、現在貴市が契約されている有効利用業者の情報を開示願います。	現状では100%コンポスト化を行っておりますが、社会情勢の変化等によりそぐわなくなった場合は受託者との協議に基づき変更することを検討します。
188	質問箇所：要求水準（素案）p20 質問項目：4.4.1(4) ユーティリティ管理について 内容：アドバイザー対象業務の対象となる管路施設（マンホールポンプ場合）に関しては、電力調達の対象外としていただけないでしょうか。事業者として直接運転管理を行わないため、コントロールすることができません。	アドバイザー対象業務におけるユーティリティ管理は、対象外です。
189	質問箇所：要求水準（素案）p20 質問項目：4.4.1(4) ユーティリティ管理について 内容：原水水質の大きな変動や災害時対応などで使用量が著しく増加した場合は、貴市と別途協議する旨が記載されておりますが、費用精算に関する基準やルールについては、別途契約書等で明文化されるという認識でよろしいでしょうか。事業者としましては、精算ルールが不明確な状態では予備費を多めに計上せざるを得ず、適正な価格提示が困難となります。精度の高い積算を行うためにも、具体的な精算ルールを事前にお示しいただきたく存じます。	契約時、委託者と受託者による協議にて決定します。

No.	質問	回答
190	質問箇所：要求水準（素案）p20 質問項目：4.4.1 運転管理業務 内容：(5)2)廃棄物処理 「汚泥、沈砂、し渣等の廃棄物について、廃掃法を遵守し」とありますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（建設省都下企発第三九一二号 平成四年八月二五日）では、下水汚泥は下水道法が適用されるとあります。汚泥については下水道法が適用されると考えております。	ご認識の通りです。
191	質問箇所：要求水準（素案）p21 質問項目：4.4.2 保守管理業務 内容：(2)定期点検 内容は調査であると考えます。一般的に定期点検とは、定期的に実施する機器の点検であり、分解点検などは調査に該当します。下水道維持管理指針などの整合をお願いできますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
192	質問箇所：要求水準（素案）p21 質問項目：4.4.3(2) 緊急修繕について 内容：貴市が保有する情報管理システムに登録する情報は、管路施設のみという理解でよろしいでしょうか。	管路と設備の双方を想定しております。
193	質問箇所：要求水準（素案）p21 質問項目：4.4.3(2) 緊急修繕について 内容：修繕費用については、年間上限額等を設定した上で実費精算を行うルール等があるという理解でよろしいでしょうか。精度の高い積算を行うためには、詳細な精算ルールの策定、あるいは過去の緊急対応実績（件数や費用規模等）の把握が不可欠です。つきましては、当該ルールの明示または関連資料の開示をお願いいたします。	公告時に修正してお示します。
194	質問箇所：要求水準（素案）p21 質問項目：4.4.3(2) 緊急修繕について 内容：夜間や荒天時などの劣悪な環境下で漏水が発見された場合、二次被害の危険性や作業員の安全確保を考慮し、事案ごとの緊急度に応じた初期対応の判断が必要となります。つきましては、具体的な対応の要否や対応基準について、別途貴市と協議の上で定め、その運用指針に基づき対応を行うという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
195	質問箇所：要求水準（素案）p21 質問内容：4.4.2 保守管理業務（6）管路施設維持管理 内容：「上記以外の場合は、委託者と協議のうえ対応すること」と記載あります。簡易な修繕以外は、委託者様にて修繕されると考えてよろしいでしょうか。	記載の通り、委託者と協議のうえ対応して頂きます。
196	質問箇所：要求水準（素案）p21 質問内容：4.4.3 修繕及び環境整備業務（2）緊急修繕 内容：「上記以外の場合は、委託者と協議のうえ対応すること」と記載あります。簡易な修繕以外は、委託者様にて修繕されると考えて良いでしょうか。	記載の通り、委託者と協議のうえ対応して頂きます。
197	質問箇所：要求水準（素案）p22 質問項目：4.5 アドバイザリー業務 内容：八代北部流域関連公共下水道区域のマンホールポンプの維持管理に関する業務と考えますが、農集の下水道施設の維持管理業務の項目に入れるのではなく、農集アドバイザリー業務と合わせて、別項目として記載したほうが、理解度が深まることと想定されます。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
198	質問箇所：要求水準（素案）p22 質問項目：4.5 アドバイザリー業務 内容：アドバイザリー業務の性質において、当該業務受託者がKPIを設定することや、改善策を提示すること、運転管理受託者が作成した正報告書を当該業務受託者が受けとることは困難でありますので、見直しをお願いします。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
199	質問箇所：要求水準（素案）p22 質問項目：4.5 アドバイザリー業務 内容：アドバイザリー業務は、市が別途契約する運転管理受託者との直接的な契約はありませんので、業務スキームとして本業務受託者は市に対して当該業務に対する意見を述べ、市はその意見を参考に運転管理受託者に対してアドバイスをするというほうが適切と考えます。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
200	質問箇所：要求水準（素案）p25 質問項目：5.1.4 情報の整理 内容：表5-2に示される情報の整理・把握に関し、具体的な入手経路と頻度を確認させてください。現行の「農業集落排水処理施設運転維持管理業務」に関する外部委託先からの報告書やヒアリングを通じた情報取得を想定しております。その際、情報の把握頻度は月1回程度を基本とし、異常発生時には外部委託先より適宜報告を受ける体制を構築したいと考えております。このような運用形態で、貴市の求める「把握」の要件を満たしているかご教示願います。	ご認識の通りです。

No.	質問	回答
201	<p>質問箇所：要求水準（素案） p27 質問項目：KPI管理について 内容：提案者（本事業の受託者）が維持管理業務実施者ではないことへの配慮をお願いします。KPIを設定するレベルでの業務状況把握が事業開始前には困難な中、業務開始時までにはKPI設定することは現実的ではないと考えます。（業務開始時に設定する＝当然に提案上求められるという理解です）。事業開始初年度に分析、維持管理受託者にヒアリング・協議の上で設定としていただけますでしょうか。</p>	<p>契約時、委託者と受託者による協議にて決定します。</p>
202	<p>質問箇所：要求水準（素案） p29 質問項目：6.1.4 情報の整理及び保存と業務への活用について 内容：流量計が設置されておらず水量データを得られないため、運転管理の情報整理例から水量データを削除いただけますでしょうか。</p>	<p>「受託者は、運転管理、保守点検及び修繕で得られた情報を、保守点検及び修繕で得られた情報を業務に活用すること。」に修正します。 また、表6-2に「※水量データは高良雨水ポンプ場について記載している。」を追記します。 ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。</p>
203	<p>質問箇所：要求水準（素案） p30 質問項目：緊急時対応について 内容：大雨・洪水に関する警報発令時に限らずですが、雨水ポンプ運転に関しては、運転マニュアル等、事前に取り決めた対応を適切に行っていても受入能力を超えた時点で溢水や浸水等の被害発生が懸念されます。そのようなリスクは民間事業者では取り切れるものではありません。 上記のような通常取り得る対応を超えるような場合には、原則、貴市職員の責任の下で対応を指示いただくことを明記いただき、受託者に責任が発生しないよう整理いただきたくお願いします。記載箇所についてはお任せ致します。 なお、記載せずとも当然にそのような整理になる、とお考えであっても、明文化いただくことに意味があるということをご理解ください。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。</p>
204	<p>質問箇所：要求水準（素案） p31 質問項目：6.4.3(2) 緊急修繕について 内容：修繕費用については、年間上限額等を設定した上で実費精算を行うルール等があるという理解でよろしいでしょうか。精度の高い積算を行うためには、詳細な精算ルールの策定、あるいは過去の緊急対応実績（件数や費用規模等）の把握が不可欠です。つきましては、当該ルールの明示または関連資料の開示をお願いいたします。</p>	<p>契約時、委託者と受託者による協議にて決定します。</p>
205	<p>質問箇所：要求水準（素案） p33 質問項目：7.2.1 収納率等の目標値 内容：5か年運営計画、年間運営計画書の記載がありますが、文書に記載すべき事項を明確にいただけますでしょうか。なお、維持管理業務に関する要求水準では、中期（5年）計画書、年間計画書と表現されておりますので、表現の統一などの配慮をお願いできますでしょうか。</p>	<p>記載項目については、提案によるものとします。 また、ご指摘の通り、計画書の表記については、統一いたします。</p>
206	<p>質問箇所：要求水準（素案） p34 質問項目：7.2.6 指定給水装置工事事業者業務 内容：指定証を交付することありますが、委託者が発行した指定証を交付するとの理解でよろしいでしょうか。また指定業者への配布は手渡し、又は郵送どちらになりますでしょうか。郵送の場合の郵送料は委託者の負担との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>発行は委託者が行います。郵送での配布となりますが、指定工事店申請者に返信用の封筒（切手添付）を申請時に提出してもらう運用としています。</p>
207	<p>質問箇所：要求水準（素案） p34 質問項目：7.2.4 内部事務フローの変更対応について 内容：「この変更に必要な業務習熟、マニュアル作成、及び委託者への連携体制構築の費用は、受託者の負担とする。」と記載がありますが、業務量が不明確なため協議の上決定していただけますでしょうか。</p>	<p>契約時、委託者と受託者による協議にて決定します。</p>
208	<p>質問箇所：要求水準（素案） p36 質問項目：8.1.4 業務実施体制 内容：経営及び事務支援業務を実施する者の要件として、技術士の資格を有する者を、監理技術者及び照査技術者として業務を行わせることありますが、支援業務に関しても技術者の配置を求めるとはでしょうか。本業務委託を統括的に管理する業務の一環として、当該業務を配置するほうが望ましいと考えます。</p>	<p>8.1.4業務実施体制は、8.1.3(2)、(3)及び(4)に関する要件です。 なお、経営及び事務支援に関する業務については削除します。</p>
209	<p>質問箇所：要求水準（素案） p36 質問項目：8.1.4 業務実施体制について 内容：水道関連業務と下水道関連業務で分けて記載する必要は御座いますでしょうか。 本記載では下水道関連業務であっても「上水道及び工業用水道」の資格者が管理技術者を務めることも可能と読み取れます。 上記踏まえて、資格要件の定めについては以下、それぞれの業務の説明の中に持っていくことが適当ではないかと思われま。</p>	<p>水道関連業務は技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）、下水道関連業務は技術士（上下水道部門－下水道）の有資格者がそれぞれ1名以上です。</p>

No.	質問	回答
210	質問箇所：実施方針（素案）p37 質問項目：事務支援業務（予算・会計処理支援）について 内容：予算書及び決算書作成において、取水に係る浄水場から上流域に関すること、職員人件費・手当、積算システム関連等は、受託事業者の担当となりますでしょうか。	経営及び事務支援に関する業務は削除します。
211	質問箇所：実施方針（素案）p37 質問項目：事務支援業務（予算・会計処理支援）について 内容：固定資産、減価償却費に関する事務、システム登録は含まれないでしょうか。また、資産減耗費（固定資産除却費）の算出が含まれている場合は、どのような方法で作業されておりますでしょうか。	固定資産、減価償却費に関する事務及びシステム登録は委託者で行います。なお、固定資産登録等にあたり必要な情報の提供を求める場合があります。なお、経営及び事務支援に関する業務については削除します。
212	質問箇所：要求水準（素案）p37 質問項目：8.2.2 事務支援業務 内容：表8-1に切替工事調整の補助等がありますが、事務支援業務の範疇であり、現場での対応は不要との認識でよろしいでしょうか。	経営及び事務支援に関する業務は削除します。
213	質問箇所：要求水準（素案）p38 質問内容：8.3.1 水道施設更新計画作成業務 内容①：対象は宇城市内全水道施設の、機械・電気・管路・建築設備全てでしょうか。 内容②：上記の通り全ての場合、基本設計も行い、実施設計令和10～11年の2か年（P2に記載）で全て完了できない可能性があります。 内容③：建築設備の実施設計を行う場合、全施設の耐震診断結果を公表下さい。	令和8年度に、市が更新計画を策定し、更新計画（原案）として、事業開始時に委託者に提供します。 その更新計画（原案）を精査し更新計画を策定し、委託者、受託者双方協議のうえ早期に実施型へ移行することを予定しています。
214	質問箇所：要求水準（素案）p38 質問項目：8.3.1 水道施設更新計画策定業務 内容：委託期間5年目以降の更新計画について、貴市が別途通知する期日までに提出し、承認を得なければならない、と記載ありますが、別途通知する期日とは、p2表1-1に記載される令和10年度という理解でよろしいでしょうか。事業者として履行可否を判断するため、具体的な期日の明記をお願いいたします。	公告時に修正してお示します。
215	質問箇所：要求水準（素案）p40 質問項目：8.4 計画策定支援業務について 内容：「更新時期の判断は、委託者と受託者との間での協議により決定する」と記載がありますが、この記載では10年目（最終年度）の作成も認められる可能性があるかと読み取れます。 受託者の提案にある程度任せる意向なのかもしれませんが、せめて●年目までとするなど、多少の制約を設けていただけますでしょうか。	契約時、委託者と受託者による協議にて決定します。
216	質問箇所：要求水準（素案）p40 質問項目：8.4 計画策定支援業務について 内容：「水道ビジョン、上下水道BCP等の中長期計画について、変更があった場合に適宜更新支援を行うこと。」とありますが、等とは第2章に記載されている、「アセットマネジメントの進捗状況のフォローアップ」、「上下水道事業経営戦略の更新支援」の理解でよろしいでしょうか。それか、これ以外にも貴市で作成されている中長期計画があり、その更新支援も行うことを想定されておりますでしょうか。	ご認識の通りです。 なお、「上下水道事業経営戦略の更新支援」は削除します。
217	質問箇所：要求水準（素案）p40 質問項目：8.5.3 設計業務内容について 内容：「設計書（工事費内訳書）を作成すること」と記載がありますが、8.5.4 積算と内容が重複すると思われるので削除いただけますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
218	質問箇所：要求水準（素案）p41 質問項目：8.5.4 積算について 内容：積算を求めるにあたって、準拠すべき積算基準の定めは必要ないのでしょうか。 特に下水道事業においては、会計実地検査の対象となることが想定されるため、補助要綱に従った積算が必須と考えられます。 また、「提出のみ」となっておりますが、承認は不要ということではよろしいでしょうか。	公告時に修正してお示します。
219	質問箇所：要求水準（素案）p42 質問項目：9.1.2 業務範囲について 内容：「なお、農業集落排水処理施設については、運転管理業務以外は業務に含まれている。」と記載がありますが、これまでに本内容に関する記載が一切見当たらないため、まずは本書冒頭の業務内容のところに業務対象の星取表を掲載するなど、維持管理の対象と改築の対象、時期に対する特記事項がある場合にはその内容をわかるように整理いただくと誤解が生じないのではないでしょう	公告時に修正してお示します。

No.	質問	回答
220	質問箇所：要求水準（素案）p42 質問項目：9.1.2 業務範囲 内容：公共下水道施設（管路施設を除く）の改築計画に関しては、提案時点で事業者が改築計画を提案することを想定しております。別紙10（別表51）にて貴市にて想定案をお示しいただいておりますが、事業者として適切な精算を行うためには現状の情報のみでは不足しております。つきましては、各設備における設置年度、取得価格、型式、健全度等の設備台帳に記載する基本情報を開示いただきたく存じます。	「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。
221	質問箇所：要求水準（素案）p42 質問項目：7.1.6 業務従事者の遵守事項 内容：「(4)個人情報の保護」に「個人情報保護に関する委託者の施策に協力すること。」記載がありますが、具体的な施策内容をご教示ください。施策内容が不明確の場合、施策の協力は別途協議による追加費用とされることが適切と考えます。	契約時、委託者と受託者による協議にて決定します。
222	質問箇所：要求水準（素案）p43 質問項目：工事監督業務について 内容：「水道法施行令第5条及び下水道施行令第15条の資格を有する者を監督員として配置すること。なお、事業体の構成企業のいずれかの企業が保有していればよい。」と記載がありますが、構成企業又は協力企業のいずれかの企業が保有していればよいといただけますでしょうか。	ご認識の通りです。
223	質問箇所：要求水準（素案）p44 質問項目：9.5 改築工事業務 内容：「2)安全性の確保」について、既存設備の荷重確認に必要な「竣工図書」および「構造計算書」の提供と保証を委託者とさせて頂き、資料が不十分で実測調査や非破壊検査が必要となる場合は、別途費用が発生します。また、受託後の構造計算の結果、躯体補強が必要と判明した場合の工事費用は、本業務の請負代金には含まれない「別途協議（追加工事）」の扱いが適切と考えます。	ご認識の通りです。
224	質問箇所：要求水準（素案）p45 質問項目：竣工図書の作成及び成果品の提出について 内容：竣工図書の作成及び成果品の内容が「設計図書」を示しているように思えますが、通常竣工図書には工事写真や工事工程、承諾図等を含むものを考えます。「竣工＝完成」（設計≠竣工）が一般的な理解と考えますが、その場合は修正いただけますでしょうか。	記載の通りです。
225	質問箇所：要求水準（素案）p45 質問項目：9.5.2 工事の実施について 内容：基本事項に「設計図書について委託者の承諾を得た後」との記載がありますが、その前段では設計図書の作成が出てきておりません。何を指しているのかご教示いただけますでしょうか。	8.5.5設計に関する図書の提出 に記載の通りです。
226	質問箇所：要求水準（素案）p46 質問項目：9.5 改築工事業務 9.5.2 工事の実施 内容：「5）緊急時の体制及び対応」について、受託者が注意をもって防災措置を講じたにもかかわらず発生した損害や、臨機に応急措置を講じた際の費用については、委託者と受託者が協議の上、委託者が負担する旨の条項を追加いただきたく、また、気象警報等による工事中断に伴う工期の遅延は、受託者の責によらないものとする方が適切と考えます。	公告時に修正してお示します。
227	質問箇所：要求水準（素案）p47 質問項目：完成書類及び完成図書の提出と検査の実施について 内容：「工事内容別に求められる完成書類」と記載がありますが、具体的にご教示いただけますでしょうか。	一般的な工事完成書類です。
228	質問箇所：要求水準（素案）p47 質問項目：完成書類及び完成図書の提出と検査の実施について 内容：仮完成図書に求められる内容を明記いただきたく願います。ガイドラインで求められる完成図書に準じた内容とするのであればその旨を明記いただけますでしょうか。	完成図書に修正します。
229	質問箇所：要求水準（素案）p52 質問項目：第12章 モニタリング及び要求水準の未達時等の措置について 内容：モニタリング及び要求水準の未達時等の措置については、通常、「モニタリング基本計画書（案）」として整理すべき内容かと存じます。「要求水準に定める＝本内容の水準を達成すればいい」となりますが、問題ないでしょうか。	ご認識の通りです。

No.	質問	回答
230	質問箇所：要求水準（素案）p56 質問項目：水道施設の要求水準未達について 内容：「本要求水準書に示す「末端給水蛇口残留塩素濃度」が達成されないとき」と記載がありますが、本要求水準書のどこに示されているかご教示いただけますでしょうか。	3.2.2に記載の通り、水道法に定める基準を遵守してください。
231	質問箇所：要求水準（素案）p56 質問項目：12.3.3(2) 委託料の減額 内容：下水道施設の要求水準未達時の減額する額の計算式では、放流水質未達日数によって減額する額が決定される数式となっております。ただし、基準となる放流水質の水質測定を行う頻度は、別紙11に示す頻度であり、放流水質未達日数を把握することは困難であると考えますが、いかがでしょうか。	未達が判明した日から、再度の検査で未達の解消が確認されるまでを減額対象とします。調査費用については受託者の負担とします。再度の検査を実施しない場合は、次の検査までの日数を減額対象とします。
232	質問箇所：要求水準（素案）p58 質問項目：第13章 危機管理に関する要求水準について 内容：「災害又は事故等発生時における役割分担は、その規模に関わらず、原則として、平常時と同じとする」としていますが、災害の規模にもよりますが、国庫負担法の適用対象となるようなレベルの災害にあつては、平常時と同様の役割分担で対応できるとは考えられません。 そのような場合には、市（あるいは県）全体で統制を取る必要があると考えられ、公共主体での指揮命令体制が必要と考えられます。費用負担だけ委託者が負担すればいいというようなレベルの話ではないと考えます。 役割分担≠責任分担であれば理解はできますが、契約条項が明確ではない段階においてはそのような解釈は難しいため、民間事業者では受けきれないと判断せざるを得ないため、内容の見直しをいただけますでしょうか。	契約時、委託者と受託者による協議にて決定します。
233	質問箇所：要求水準（素案）p62 質問項目：第15章 プロフィットシェアについて 内容：「契約時に見積もった維持管理費に対して、受託者の企業努力や新技術導入に基づく、コスト削減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、コスト削減分をシェアする。」とありますが、これを「プロフィットシェアは事業者側の提案によって発動し、コスト削減分のシェア額や手法については、別途協議し、双方が合意の上で確定する。」といった内容に変更いただけますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。必要に応じて修正します。
234	質問箇所：要求水準（素案）p64 質問項目：別表1 調達管理に関する事項 内容：電力に関する調達範囲に関しても、別表1に加えていただきたく存じます。	電力は対象として、別表1の修正を行います。
235	質問箇所：要求水準（素案）別表51 質問内容：改築計画について 内容①：電機／中央監視設備「合計」に金額が記載されておりません。何故でしょうか。 内容②：別表に記載の各工事は全て設計書、仕様書、図面があると考えて良いでしょうか。 内容③：上記②がある場合、機器費、工事費、材料費の事業費算出根拠をお示し下さい。	①金額を記載したものに修正します。 ②設計書等があるものについては、その旨を記載します。 ③見積による金額となります。
236	実施方針 P6 事業開始が令和9年4月1日とあり、その他のスケジュールは明確に記載されておりませんが、事業開始時期の変更は想定しておられますでしょうか。	事業開始は、令和9年4月1日で予定しております。
237	実施方針 P8 情報管理システム 「委託者が保有する情報管理システムを使用しなければならない」とありますが、どのような機能を有したシステムであるのが不明であり、その仕様等を開示していただくことは可能でしょうか。	「現地確認」及び「資料閲覧」の場を設けますので、そこにおいて必要な資料等をご確認ください。
238	要求水準書 P40, P130～131 別紙10・改築実施設計想定数量（参考値）がありますが、この内容では費用算出ができませんと考えます。 別表50において、延長の表記はありますが、管種や口径、工法などの詳細情報が不明です。 別表51は下水道施設に関する一覧ですが、水道施設は対象とはならないのでしょうか。	ストックマネジメント計画を策定し、委託者、受託者双方協議のうえ早期に実施型へ移行することを予定しています。 水道施設も同様とします。
239	要求水準書 P36業務実施体制 受託者等は当該業務を上記資格を有する者に行わせることとありますが、再委託（協力会社としての参画）は可能であり、SPCへの参画は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	再委託などについては、応募グループの提案事項とします。

No.	質問	回答
240	要求水準書P2記載の表1-1_更新スケジュール（上水道）と要求水準書P38の水道施設更新計画作成業務での記載内容について、時系列が不明瞭であるので、わかりやすく示していただけますでしょうか。	表1-1の更新スケジュールが正です。 令和8年度に、市が更新計画を策定し、更新計画（原案）として、事業開始時に委託者に提供します。 その更新計画（原案）を精査し更新計画を策定し、委託者、受託者双方協議のうえ早期に実施型へ移 ご認識の通りです。対象施設は、委託者と受託者による協議により決定します。
241	要求水準書 P43（2）耐震性能の確保 改築設備について耐震性能を求めていること、また、改築にあたり既存躯体への影響確認を行うことが求められていると理解していますが、この場合、既存施設に耐震性能がない場合は、補強設計および補強工事も本要求水準に含まれる想定でしょうか。	ご認識の通りです。対象施設は、委託者と受託者による協議により決定します。
242	要求水準書 別表51 想定数量における「耐震（朱書き）」はどういった意味でしょうか。 また、耐震（朱書き）の項目の導水渠（独立管廊）について、事業費が0.0となっておりますが、耐震補強を行わないという認識でよろしいでしょうか。	公告時に修正してお示しする予定です。
243	実施方針素案 p6 スケジュールについて 事業開始までのスケジュールはいつごろ確定する見込みでしょうか？公表から提案審査書類受付までの期間については、準備に十分な時間を確保できるよう、余裕を持った設定をご検討いただければ幸いです。また、競争的対話から提案審査書類受付までの間にも、検討や調整を行うための十分な期間が必要です。引継ぎやSPC設立等もありますので、スケジュール設定においてご配慮いただけますよう、お願いいたします。	ご指摘ありがとうございます。事業開始までのスケジュールは、募集要項にて公表する予定です。
244	実施方針素案 p8 4.2(1)土地及び施設について 借用できる土地及び施設などについては、どの段階で公表される予定でしょうか？	庁舎や浄水場、浄水管理センターなどの委託者所有施設を予定しています。
245	要求水準書案 p21 4.4.3(2)緊急修繕について 『特に特殊な技術や～受託者の責任において迅速に対応』というのは、基準を明確にする必要はないでしょうか？	契約時、委託者と受託者による協議にて決定します。
246	要求水準書案 p66 別表3 負担区分について委託者・受託者両方に○が入っている項目については、詳細に項目分けする必要はないでしょうか？	契約時、委託者と受託者による協議にて決定します。
247	要求水準書案 p21 4.4.2(6)について 保守管理業務の下水道管路施設維持管理の予算はいくらでしょうか？	以下の実績値が基準となってきますが、詳細については基本協定締結後の協議により決定します。 （以下、詳細） 令和5年維持管理委託件数7件、管理費 3,807,144円 令和6年維持管理委託件数5件、管理費 3,384,480円 令和7年維持管理委託件数5件、管理費 3,604,480円
248	要求水準書案 p38 8.3.2について 下水道管路のSM修繕・改築計画策定の予算はどの程度見込まれているでしょうか？	初年度にストックマネジメント計画の更新、6年目に管路施設と処理場施設のストックマネジメント計画の見直しを予定しています。
249	要求水準書案 p38 8.3.2について 下水道管路の改築時期は19年度以降とあるが、改築が必要なときは協議でよいでしょうか？	ご認識の通り、協議により決定します。
250	要求水準書案 p66～ 別表3 想定外の老朽化による突発的な大規模修繕が発生した場合、受託者が負担する金額の上限は設定されてますでしょうか？	委託者と受託者との協議により決定します。
251	要求水準書案 p52 モニタリング及び要求水準の未達時等の措置 減額の計算根拠の項目と、減額幅のシミュレーションは公募要領で示されるか？	要求水準書「12.3.3 委託料の減額」に記載の通りです。
252	要求水準書案 p22 4.5 アドバイザー業務 アドバイザー対象の別業者がトラブルを起こした場合、受託者の助言責任はどこまで問われるのか？	契約時、委託者と受託者による協議にて決定します。
253	要求水準書案 p66～ 別表3（費用負担区分は詳細に記載あり） 10年という長期契約の中で、電気代や資材費が急騰した場合の委託料改定（スライド条項）の具体的な基準は検討されているか？	公告時にお示しする予定です。
254	【実施方針（素案）】1.2事業の目的 3年前から今日までの間に国のいくつかの補助金が創設された。また、下水道法も今年改正する予定があるようです。 持続可能な運営体制を構築することだけでなく、これまでの改正や今後予想される制度変更にも対応できるようにしなければならない。具体的には集合処理から個別処理への転換、浄化槽（公共浄化槽含む。）などについての考え方も明記しておくべきではないか。	ご意見ありがとうございます。業務の目的において、法改正に対する考え方などを追記する方向で検討します。

No.	質問	回答
255	【実施方針（素案）】2.1応募に関する事項 委託者、受託者、地元企業との関係性を明記して頂きたい。また、応募事業者や構成企業が出来ない地元企業と連携を図る業務を明確にして頂きたい。	地元企業との連携や用語の定義を追記する方向で検討します。
256	【実施方針（素案）】4.2施設等の使用(3)情報管理システム 情報管理システムの使用についてのみ個別の情報機器等の使用は認めない。とすべき、他の業務においても情報端末は必須。必要な端末を宇城市が準備するのであれば別。	4.2施設等の使用(3)情報管理システムは、委託者が保有する情報管理システムに関する機器について記載しております。委託者が貸与するものを使用させていただきます。その他の端末は、提案事項とします。
257	【実施方針（素案）】4.3業務におけるリスク(1)リスク分担の基本的な考え方 当事者の責にも帰すことのできないリスクとはどのようなものか具体的にすべき。 昨今、燃料費や水道光熱費、人件費等の上昇がみられるが、これらが上がると各種委託費等も高騰することになります。スライド条項を取り入れるのであれば、その基準を明確にして頂きたい。 令和6年と令和7年でも大きく上昇し、令和8年は更に上昇すると思われます。令和9年からの事業開始なので、どのように対処するのかについても明記すべきと思います。	リスクについては、契約時に委託者と受託者の協議により決定します。 また、スライド条項の適用を考えています。
258	【実施方針（素案）】4.4モニタリング セルフモニタリングを求めるのであれば項目や頻度も明記すべき。	セルフモニタリングは、応募グループの提案事項とします。
259	【実施方針（素案）】5.1債務負担行為 基準となる指標を設定するとともに、基準日がいつなのか明記し、積算時の算出方法や物価変動係数等も公表して頂きたい。 この観点から、入札金額については単年度額とし、毎年見直すべきと考えます。	令和7年度に積算を実施し議会の承認を得たものになります。積算根拠は見積と実績によります。物価変動による、スライド条項の適用を考えています。入札金額については、10年間の事業における金額とします。
260	【要求水準書（素案）】1.4事業範囲 上水道と農集は施設及び管路、下水道については管路のみで施設は含まないのでしょうか？ また、表1-1の上水道の改築工事が令和11年度～となっていますが、上水道については現在も漏水が多い。技術者も減っていると聞いています。技術者の育成を行うためにも工事は定期的かつ継続的にを行い、技術者を育成する必要があるのではないのでしょうか？	表1-1更新スケジュールは、現状、更新計画がない事業を整理しており、上水道と農業集落排水は全般、下水道は管路のみを示しています。 上水道の管路は、ご指摘の通り事後保全で漏水工事を実施しております。できる限り早期に更新計画を策定し、実施設計と改築工事を進める予定で考えております。
261	【要求水準書（素案）】1.5.3業務管理 1.5.5実施体制 1.5.6危機管理 対応 地域住民のみならず、地元企業との関係についても明記して頂きたい。	地元企業との連携などについて、1.5.3業務管理、1.5.5実施体制、1.5.6危機管理対応に記載する方向で検討します。
262	【要求水準書（素案）】1.5.6危機管理対応(1)（句読点の抜け） …準備しておくものとする。受託者は、…	ご指摘ありがとうございます。修正します。
263	【要求水準書（素案）】2.2.5アドバイザー業務 監視・評価とは具体的に何を行うのか？ 外部委託の受託者に対して何をしなければならぬのかを具体的に明記して頂きたい。	4.5アドバイザー業務、5.3アドバイザー業務に記載の内容を想定しております。
264	【要求水準書（素案）】2.6経営及び事務支援、改築計画策定及び実施設計等業務に関する要求水準 宇城市と受託者、地元業者との関係を明確に示して頂きたい。 事業の指針や計画を策定・改定するのは市の役割ではないでしょうか？ 今後、宇城市の担当者も削減され、専門の職員もいなくなるのが予想されます。経営や計画策定・更新について専門家も含めた委員会を設け、受託者を監視する機関を設けるべきと考えます。例えば、市議会議員、住民代表、地元企業代表、国土交通省、環境省、熊本県、地元関連事業者、学識経験者などで組織する委員会など。	経営及び事務支援に関する業務は削除します。